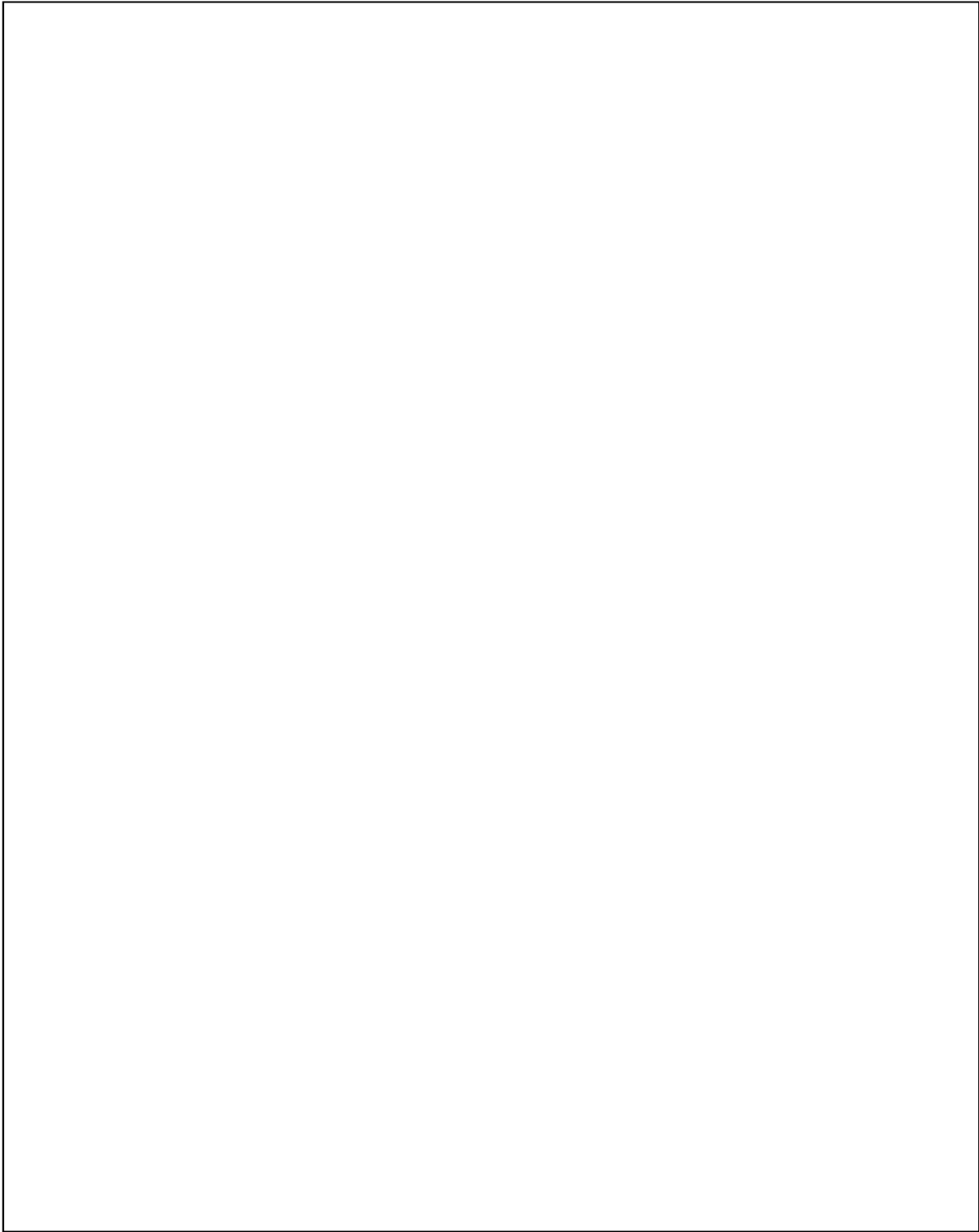


第8期 弘前市 高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画 (案)

計画期間：令和3年度～令和5年度

弘前市

令和3年3月



第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画目次

目次

第1編 総論

第1章 計画策定の趣旨	1ページ
第2章 計画の位置付け	1ページ
第3章 計画期間の設定	2ページ
第4章 計画の策定	2ページ
第5章 日常生活圏域	4ページ

第2編 市の高齢化等の状況

第1章 人口と高齢化の推移	5ページ
第2章 高齢者のいる世帯の状況	6ページ
第3章 要介護認定者の推移	7ページ
第4章 介護保険被保険者の状況	8ページ
第5章 高齢者の就業状況	10ページ

第3編 第7期計画の取組状況

第1章 第7期計画の取組状況	11ページ
1 介護予防と自立支援介護の推進	11ページ
2 地域包括ケアの推進	12ページ
3 高齢者の社会参加・生きがいづくりの推進	14ページ
4 認知症対策の推進	16ページ
5 在宅福祉サービス等の充実	17ページ
6 施設福祉サービス等の充実（介護施設以外）	18ページ
7 介護保険事業の円滑な運営	19ページ
8 その他高齢者への支援	20ページ
第2章 介護保険事業の実施状況	21ページ
1 保険給付費の推移	21ページ
2 居宅サービス利用状況	22ページ
3 地域密着型サービス及び 地域密着型介護予防サービス	25ページ
4 施設サービス	26ページ

第4編 第8期計画における基本目標	
第1章 基本目標	27ページ
第2章 主な施策の方向	28ページ
第5編 市の具体的施策	
第1章 介護予防と自立支援介護の推進	30ページ
第2章 地域包括ケアの推進	32ページ
第3章 高齢者の社会参加・生きがいづくりの推進	35ページ
第4章 認知症対策の推進	38ページ
第5章 在宅福祉サービス等の充実	40ページ
第6章 施設福祉サービス等の充実（介護施設以外）	41ページ
第7章 介護保険事業の円滑な運営	42ページ
第8章 その他高齢者への支援	44ページ
第6編 弘前市の将来推計	
第1章 人口と高齢化の将来推計	45ページ
第2章 要介護認定者の推移	46ページ
第3章 介護保険第1号被保険者の推計	47ページ
第4章 介護サービス量の推計	48ページ
第5章 介護給付及び介護予防給付に係る費用の見込み	56ページ
第6章 地域支援事業に係る費用の見込み	59ページ
第7編 保険料の将来推計	
第1章 第1号被保険者保険料算定	61ページ
	ページ

資料

弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 審議会運営規則	資料
弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 審議会委員名簿	資料

第1編 総論

第1章 計画策定の趣旨

当市の高齢化率は令和2年9月で32.3%となり、高齢者人口のピークを迎える令和7年（2025年）には34%、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）には40%を超える推計となっており、急速に高齢化が進む見込みとなっています。また、令和2年3月の要介護認定率は18.9%と前年に比べ減少していますが、全国や県平均と比べて高い状況であり、保険給付額も高い状況にあります。

第7期計画では、「高齢者が生きがいを持って安心して健康に暮らせるまち」を目指して、地域包括ケア体制を深化・推進させるとともに、高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスの提供を受けれるように取り組むものとししました。

第8期の計画は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療や介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムを段階的に深化させ構築していきます。それとともに、高齢者が生きがいを持って安心して健康に暮らせるまちを目指す取組を更に推進していく必要があります。

当市における高齢者への保健、医療、福祉、介護施策を連携し、総合的に推進していくために、第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定するものです。

第2章 計画の位置付け

1 計画の位置付け

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づく老人福祉計画です。これは、当市における65歳以上のすべての高齢者を対象としたものです。

一方、介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づく計画です。これは、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画です。

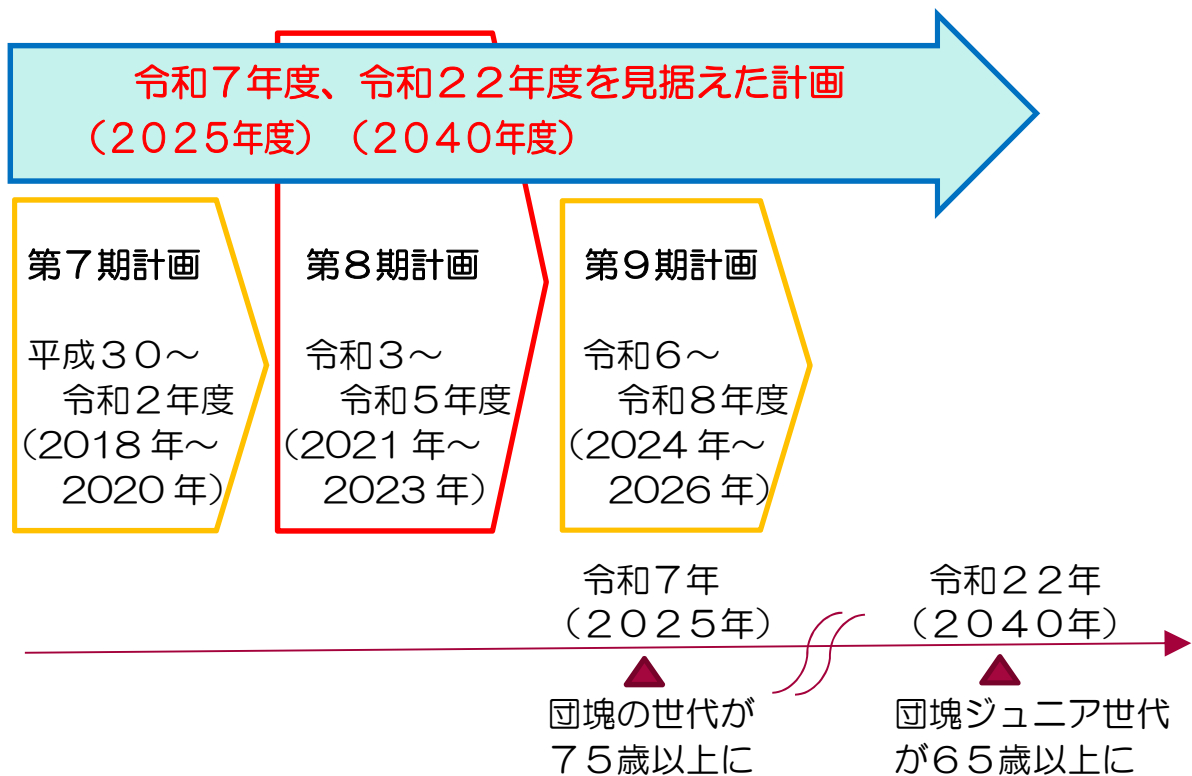
高齢者に関する福祉施策と介護保険事業を総合的・体系的に実施していくため、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定します。

2 上位計画・関連計画との関係

本計画は、地域づくりの最上位計画としてまちづくりの方向性を明らかにした「弘前市総合計画」と整合性を図った上で策定するとともに、高齢者福祉施策に関する他の計画と整合性を保ちながら策定します。

第3章 計画期間の設定

本計画は、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体のものとして策定することから、計画期間を同一にし令和3年度から3年間で第8期計画とし、令和5年度に見直しをすることとします。



第4章 計画の策定

1 計画策定にあたっての基本的な考え方

この計画の策定にあたっては、基本方針として次の点を考慮しています。

- 青森県老人福祉計画・青森県介護保険事業計画と整合性を図りました。
- 弘前市総合計画と整合性を図りました。
- 弘前市地域福祉計画との整合性を図りました。
- 要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握するため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を行い基礎資料としました。
- 高齢者等の適切な在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスを見込む在宅介護実態調査を行い基礎資料としました。

2 住民参加による計画策定のプロセス

弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画審議会の開催

開催数 5回

令和2年 7月13日

令和2年 8月28日

令和2年10月26日

令和3年 1月14日

令和3年 2月 2日

3 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握し、地域診断に活用するため実施しました。

- 調査区域：弘前市内全域
- 調査対象者：令和元年11月19日現在、弘前市内に居住する65歳以上の一般高齢者及び要支援1・2認定者（要介護1～5認定者を除く）
- 調査期間：令和元年12月12日～令和元年12月27日
- 調査方法：対象者へ郵送にて調査
- 有効回答数：3,509人
- 有効回答率：67.4%

4 在宅介護実態調査

「高齢者の在宅生活の継続」及び「家族等の介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービス利用の在り方や方向性を整備するため実施しました。

- 調査区域：弘前市内全域
- 調査対象者：在宅で生活している要支援・要介護者のうち「要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請」をしている人で令和元年9月1日から令和2年3月15日までの間に認定調査の対象者となる方
- 調査期間：令和元年9月1日～令和2年3月15日
- 調査方法：認定調査員が認定調査において聞き取りし調査票に記入
- 回答者数：421人

第5章 日常生活圏域

1 日常生活圏域とは

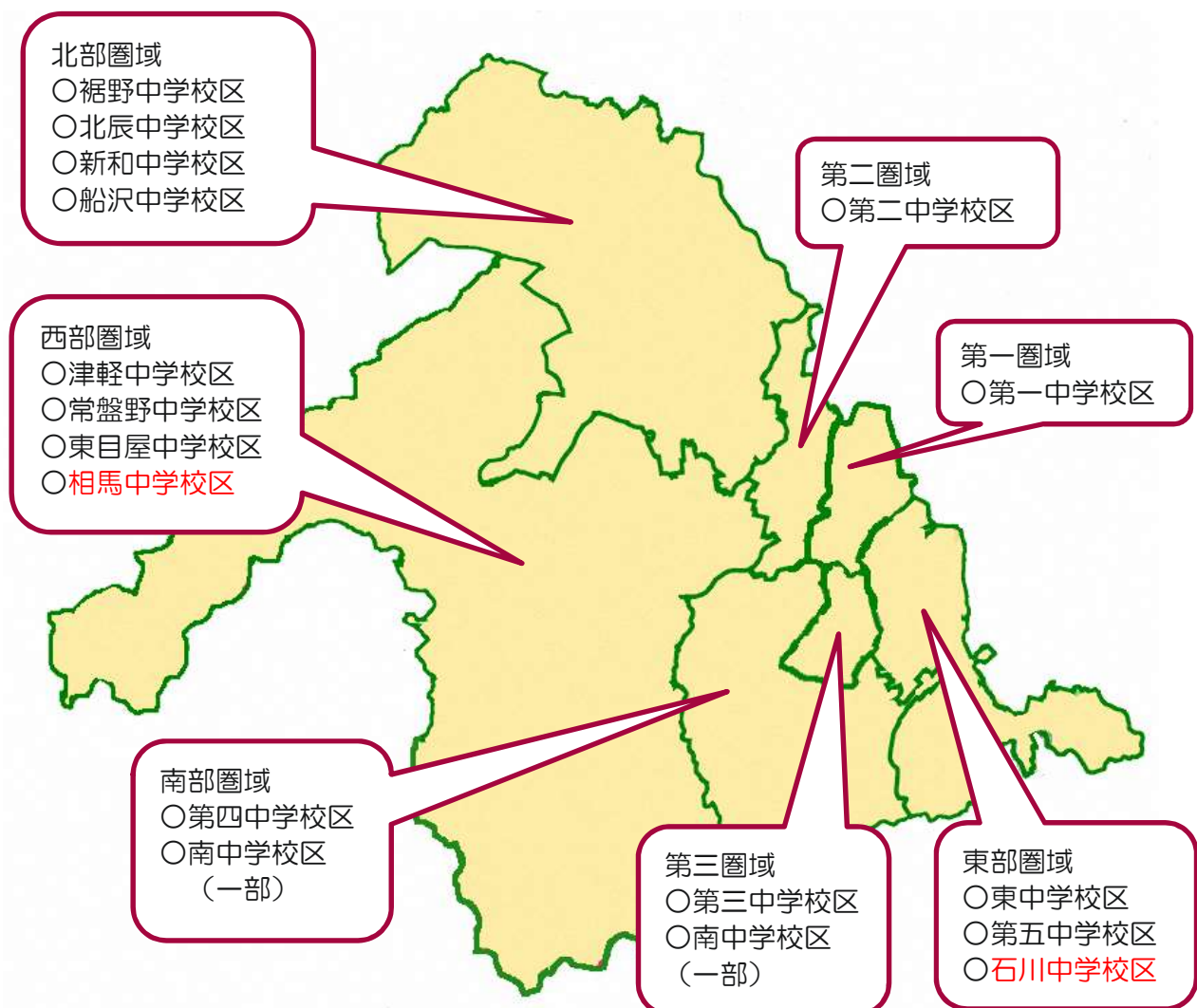
日常生活圏域は、介護保険法により、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、各市町村の高齢化のピーク時までに目指すべき地域包括ケアシステムを構築する区域として、地域の実情に応じて定めるものとしています。

2 日常生活圏域の設定

当市の日常生活圏域の設定は第3期事業計画策定において、中学校区をその圏域とすることとし、当時の高齢者人口約4万3千人から、7圏域としています。

令和2年3月末現在、高齢者人口は5万4千人を超えているものの、圏域数は7圏域のままとし、特に南部圏域の高齢者人口が1万3千人を超えていることから、日常生活圏域の中中学校区の見直しを行い、石川中学校区を東部圏域に、相馬中学校区を西部圏域とします。

3 日常生活圏域



第2編 市の高齢化等の状況

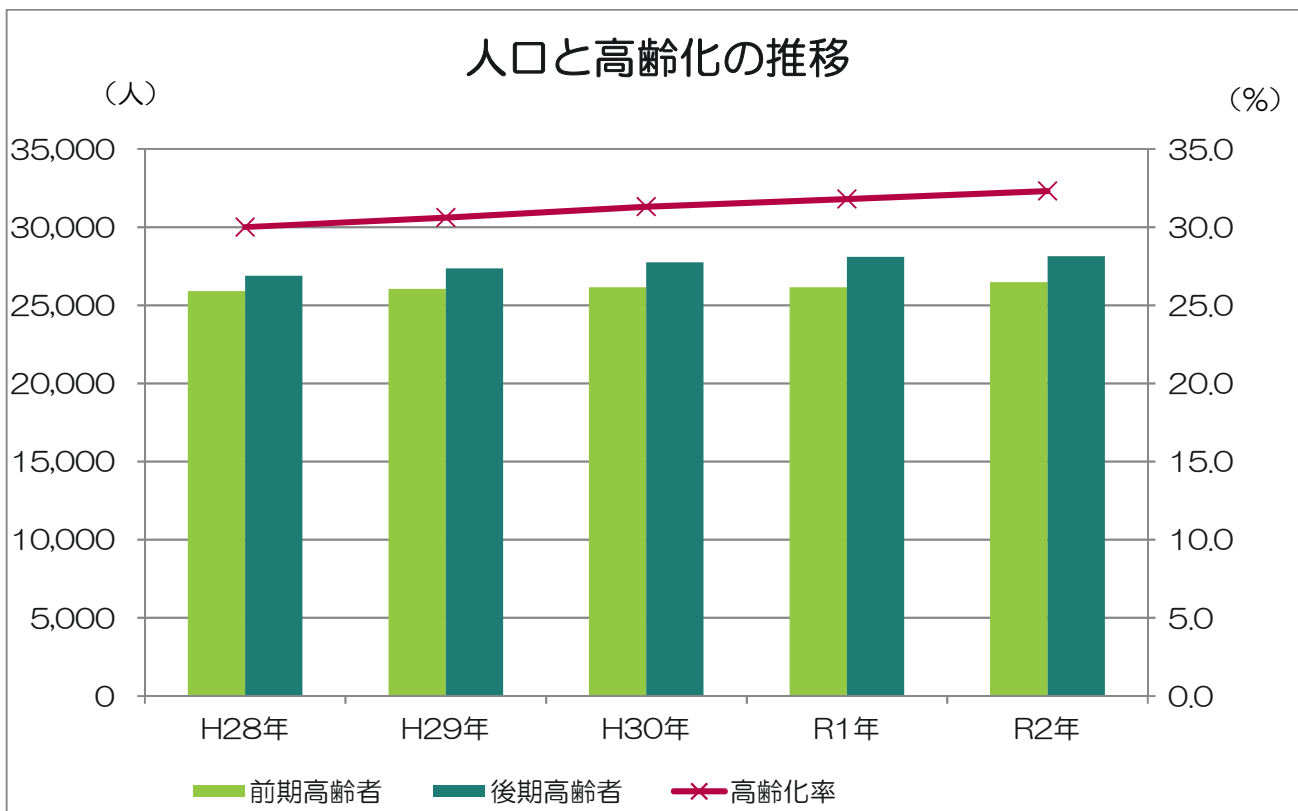
第1章 人口と高齢化の推移

令和2年10月1日現在、弘前市の人口は168,810人で、第7期計画開始時の平成30年に比べて3,581人減少していますが、令和2年10月1日の高齢者人口は54,640人となっており、高齢化率は平成30年度から上昇し続けています。

(人、%)

区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総人口 (A)	175,844	174,231	172,391	170,500	168,810
40~64歳人口 (B)	59,699	58,955	58,288	57,754	57,086
比率 (B/A)	33.9	33.8	33.8	33.9	33.8
高齢者人口 (C)	52,756	53,377	53,882	54,236	54,640
前期高齢者 (D) (65~74歳)	25,884	26,033	26,140	26,149	26,520
構成比 (D/C)	49.1	48.8	48.5	48.2	48.5
後期高齢者 (E) (75歳以上)	26,872	27,344	27,742	28,087	28,120
構成比 (E/C)	50.9	51.2	51.5	51.8	51.5
高齢化率 (C/A)	30.0	30.6	31.3	31.8	32.4

出典：オープンデータひろさき 弘前市年齢別人口より（各年10月1日現在 住民基本台帳）



第2章 高齢者のいる世帯の状況

当市の平成27年国勢調査結果では、高齢者のいる世帯が県平均より低いものの、総世帯の47.1%を占めており、うち高齢単身世帯は比較的高い数値で推移しています。

また、核家族化が進み、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯の増加傾向が見受けられます。

(世帯、%)

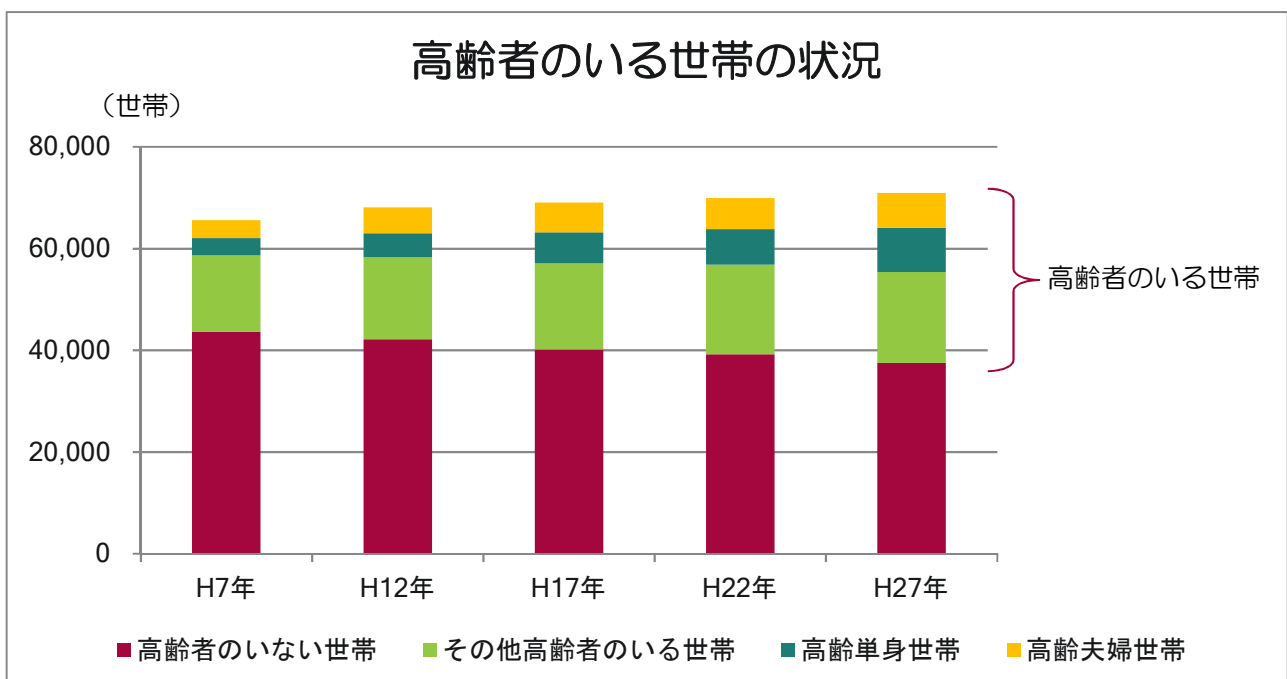
区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	H27とH22の比較
総世帯(A)	65,580	68,107	69,038	69,909	70,913	1,004
高齢者のいない世帯	43,587	42,185	40,138	39,231	37,493	-1,738
高齢者のいる世帯(B)	21,993	25,922	28,900	30,678	33,420	2,742
比率(B/A)	33.5	38.1	41.9	43.9	47.1	—
青森県の比率	34.6	39.0	42.9	45.8	49.7	—
全国の比率	29.1	32.2	35.1	37.3	40.7	—
(再掲) 高齢単身世帯(C)	3,412	4,726	6,082	7,009	8,647	1,638
比率(C/A)	5.2	6.9	8.8	10.0	12.2	—
青森県の比率	4.9	6.6	8.2	9.9	12.1	—
全国の比率	5.0	6.5	7.9	9.2	11.1	—
(再掲) 高齢夫婦世帯(D)	3,541	5,130	5,881	6,092	6,874	782
比率(D/A)	5.4	7.5	8.5	8.7	9.7	—
青森県の比率	5.8	7.5	8.8	9.8	11.1	—
全国の比率	6.3	7.8	9.1	10.1	11.4	—

※平成7年～平成27年は国勢調査(10月1日現在)

※高齢者のいる世帯…65歳以上の者がいる一般世帯

※高齢単身世帯(再掲)…65歳以上の者1人のみの一般世帯

※高齢夫婦世帯(再掲)…夫が65歳、妻が60歳以上の夫婦一組の一般世帯



第3章 要介護認定者の推移

今後、高齢化は進展する見込みとなっていますが、高齢者の社会参加・生きがいつくりや介護予防と自立支援介護の推進等の施策により健康な高齢者が増え、認定率は減少する見込みとなっています。

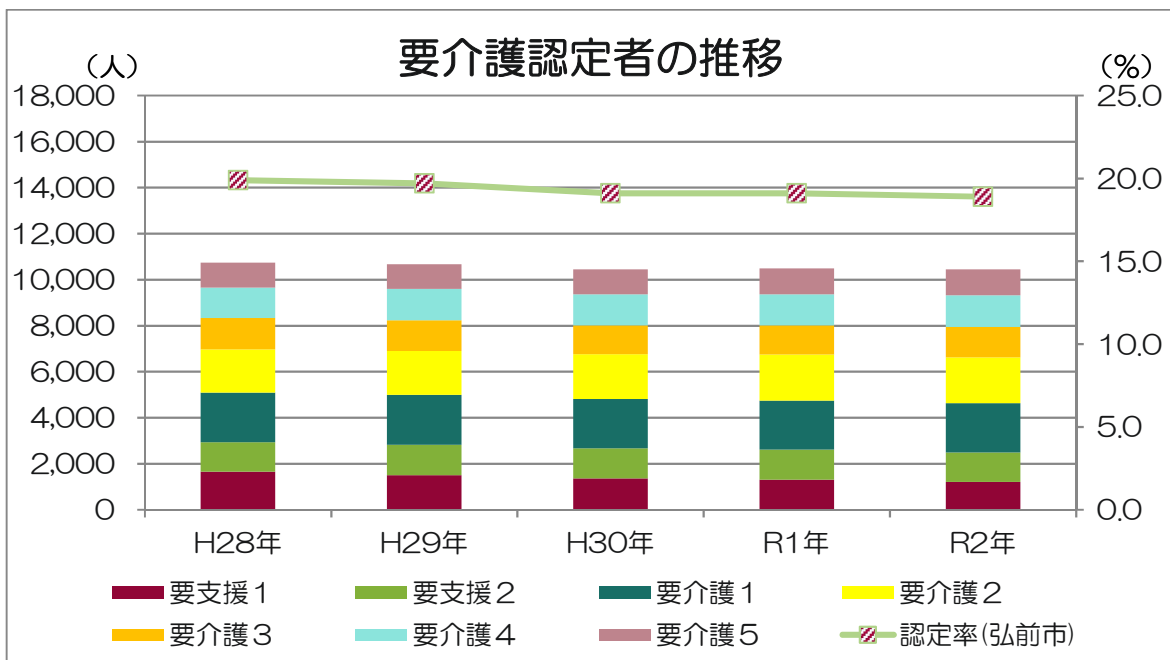
また、更なる健康増進を図るため、高齢者の社会参加・生きがいつくりや介護予防と自立支援介護の推進等に引き続き取り組んでいくこととします。

(人、%)

区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
認定者数 (A)	10,737	10,671	10,439	10,492	10,493
うち前期高齢者 (B)	1,238	1,243	1,205	1,169	1,190
構成比 (B/A)	11.5	11.6	11.5	11.1	11.3
うち後期高齢者 (C)	9,280	9,216	9,045	9,124	9,125
構成比 (C/A)	86.4	86.4	86.6	87.0	87.0
うち第2号被保険者 (D)	219	212	189	199	178
構成比 (D/A)	2.1	2.0	1.9	1.9	1.7
弘前市の認定率 (第1号被保険者)	19.9	19.7	19.0	19.0	19.0
青森県の認定率	18.7	18.3	18.0	17.9	17.9
全国認定率	18.0	18.1	18.3	18.5	18.6

※出典：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
要支援1	1,649	1,497	1,360	1,300	1,219
要支援2	1,279	1,319	1,304	1,312	1,293
要介護1	2,158	2,170	2,144	2,133	2,176
要介護2	1,880	1,904	1,954	1,997	2,004
要介護3	1,369	1,340	1,245	1,270	1,287
要介護4	1,319	1,364	1,347	1,350	1,392
要介護5	1,083	1,077	1,085	1,130	1,122
合計	10,737	10,671	10,439	10,492	10,493



第4章 介護保険被保険者の状況

1 所得段階別第1号被保険者数の推移

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
第1段階（生活保護受給者等・市町村民税非課税世帯 注1）	13,753	13,603	13,597
第2段階（市町村民税非課税世帯 注2）	4,714	4,887	5,082
第3段階（市町村民税非課税世帯 注3）	3,786	3,855	3,977
第4段階（市町村民税課税世帯、市町村民税本人非課税者 注4）	8,322	7,979	7,733
第5段階（市町村民税課税世帯、市町村民税本人非課税者 注5）	6,029	6,115	6,175
第6段階（市町村民税本人課税者 注6）	7,914	8,175	8,474
第7段階（市町村民税本人課税者 注7）	4,865	4,933	4,852
第8段階（市町村民税本人課税者 注8）	2,947	3,062	3,108
第9段階（市町村民税本人課税者 注9）	1,291	1,371	1,390
計	53,621	53,980	54,388

※各年度10月1日時点

注1 課税年金収入額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の人

注2 課税年金収入額及び合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下の人

注3 上記に該当しない人

注4 課税年金収入額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の人

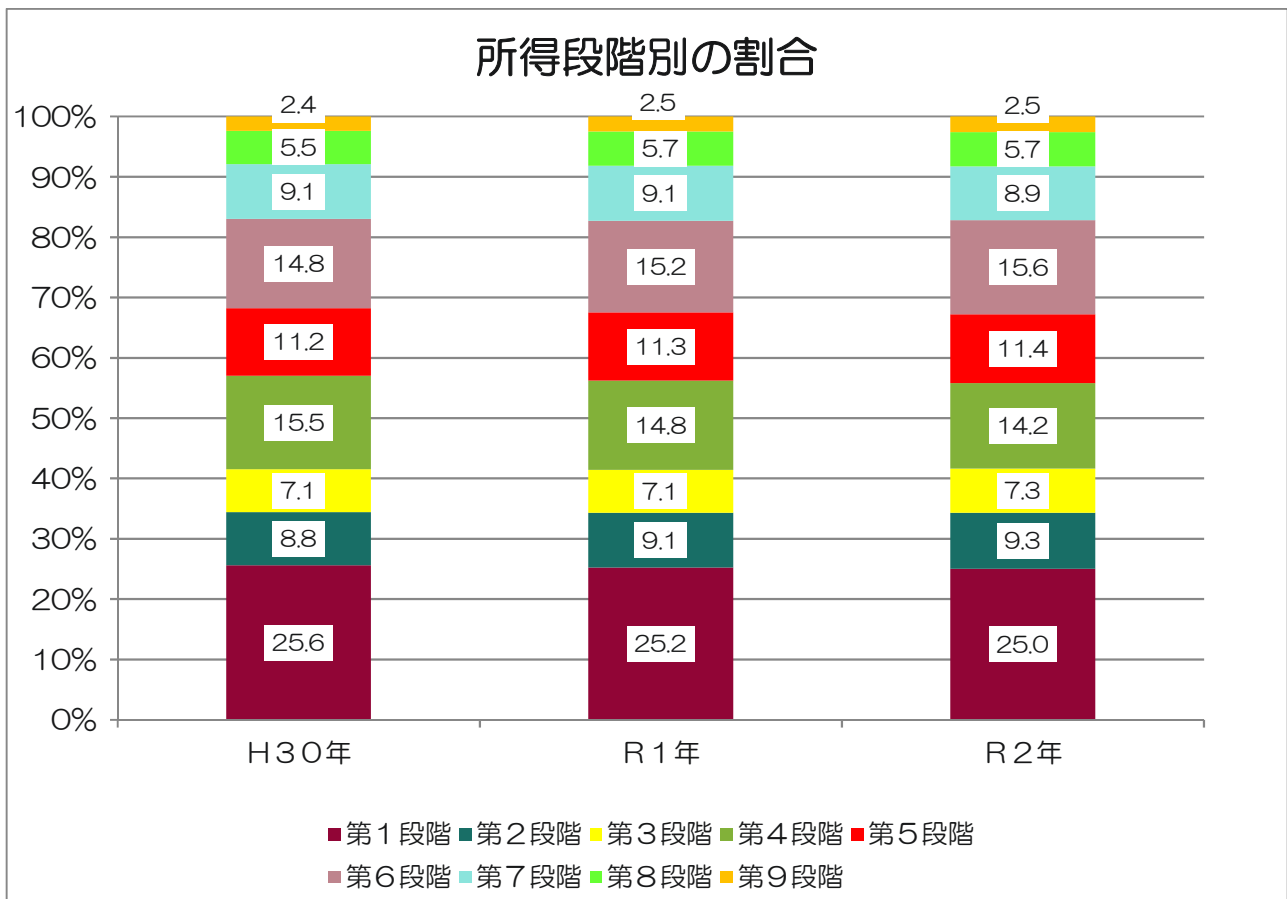
注5 本人は市町村民税非課税で上記に該当しない人

注6 合計所得金額が125万円未満の人

注7 合計所得金額が125万円以上190万円未満の人

注8 合計所得金額が190万円以上400万円未満の人

注9 合計所得金額が400万円以上の人

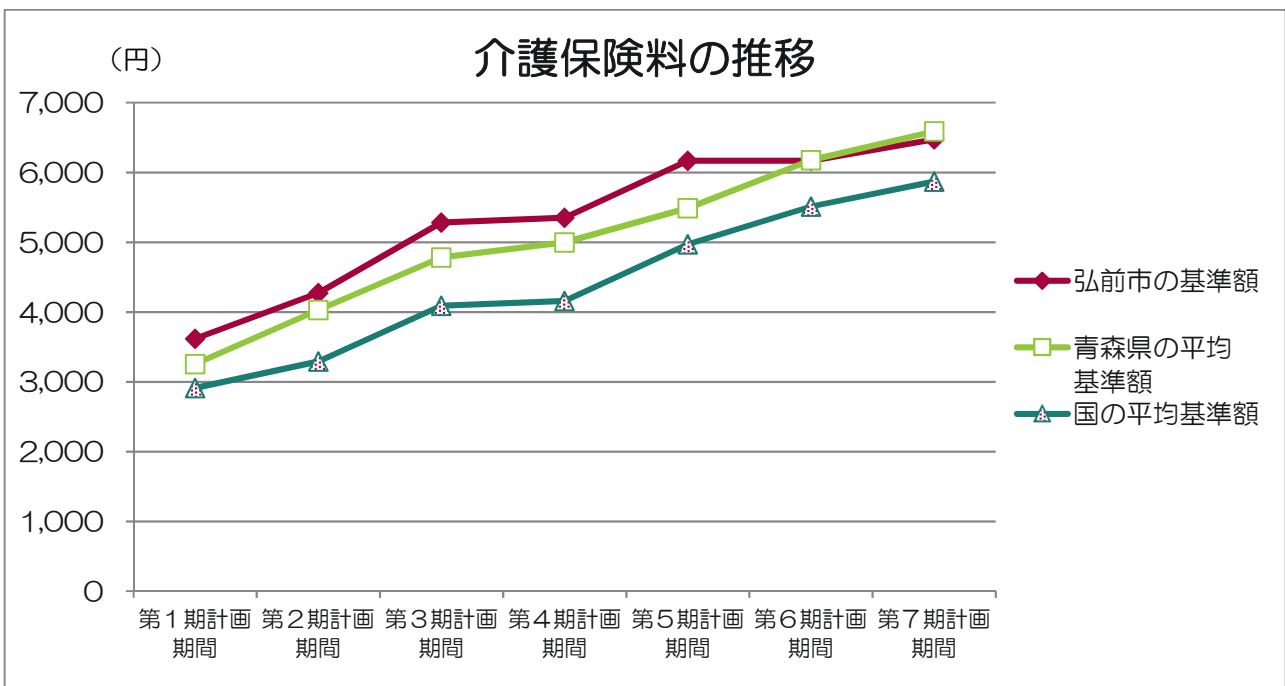


2 介護保険料の推移

	基準額（年額）	基準額（月額）	青森県の平均 基準額（月額）	国の平均 基準額（月額）
第1期計画期間 (H12~14)	43,410	3,618	3,256	2,911
第2期計画期間 (H15~17)	51,310	4,276	4,029	3,293
第3期計画期間 (H18~20)	63,420	5,285	4,781	4,090
第4期計画期間 (H21~23)	64,200	5,350	4,999	4,160
第5期計画期間 (H24~26)	74,040	6,170	5,491	4,972
第6期計画期間 (H27~29)	74,040	6,170	6,175	5,514
第7期計画期間 (H30~R2)	77,690	6,474	6,588	5,869

※ 基準額とは計画期間中の年額保険料である

※ 第1期、第2期については、旧弘前市の介護保険料額である



3 保険料収納率

	特別徴収	普通徴収	合計（現年分）
平成30年度	100.09	88.63	99.12
令和元年度	100.09	89.60	99.24
令和2年度	100.09	90.25	99.27

※ 平成30・令和元年度は各年度決算値、令和2年度は9月末現在の見込

※ 還付未済額を含む

第5章 高齢者の就業状況

当市の平成27年国勢調査結果では、高齢者人口51,830人のうち労働人口は13,757人で、高齢者の26.5%が就業しており、平成22年国勢調査から2.8ポイント増加しています。産業別では農業における高齢者の割合が高く、全労働人口のうち46.0%が高齢者となっています。

産業分類別		全労働人口		65歳以上労働人口 (全労働人口の16.0%)		
		人数 (A)	構成 割合	人数 (B)	構成 割合	業種別総数 に占める割合 (B/A)
		人	%	人	%	%
総 数		85,719	—	13,757	—	—
第1次	農業	12,242	15.3	5,632	47.2	46.0
	林業	67	0.1	10	0.1	14.9
	漁業	7	0.0	2	0.0	28.6
第2次	鉱業・砕石業など	14	0.0	2	0.0	14.3
	建設業	5,334	6.7	684	5.7	12.8
	製造業	8,231	10.2	449	3.8	5.5
第3次	電気・ガス・熱供給・水道業	365	0.4	7	0.1	1.9
	情報通信業	583	0.7	20	0.2	3.4
	運輸業・郵便業	2,833	3.5	349	3.0	12.3
	卸売業・小売業	12,843	16.0	1,318	11.0	10.3
	金融業・保険業	1,674	2.1	86	0.7	5.1
	不動産業・物品賃貸業	893	1.1	240	2.0	26.9
	学術研究、専門・技術サービス業	1,529	1.9	207	1.7	13.5
	宿泊業・飲食サービス業	4,461	5.6	568	4.8	12.7
	生活関連サービス業・娯楽業	2,950	3.7	478	4.0	16.2
	教育・学習支援業	4,948	6.2	298	2.5	6.0
	医療・福祉	12,569	15.7	744	6.2	5.9
	複合サービス事業	848	1.1	14	0.1	1.7
	サービス業（他に分類されないもの）	4,152	5.2	764	6.4	18.4
公務（他に分類されないもの）	3,584	4.5	64	0.5	1.8	

※ 出展：平成27年国勢調査

※ 産業分類別の総数には分類不能の産業も含む

第3編 第7期計画の取組状況

第1章 第7期計画の取組状況

1 介護予防と自立支援介護の推進

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

①実施しているサービス状況

事業名		平成30年度		令和元年度		令和2年度（見込）	
		延利用件数 （件）	利用回数 （回）	延利用件数 （件）	利用回数 （回）	延利用件数 （件）	利用回数 （回）
訪問型 サービス	訪問介護相当	8,969	55,454	6,266	41,035	6,000	37,500
	訪問型サービスA			3,021	14,943	3,140	15,500
通所型 サービス	通所介護相当	20,535	119,839	16,253	99,708	15,800	96,000
	通所型サービスA			7,469	28,251	7,700	32,000
	通所型サービスB			21	162	30	240
	通所型サービスC	253	2,876	201	2,025	180	1,800

【参考】総合事業サービスの名称について

平成31年4月から新たに開始したサービスに関しては、下記の名称で実施しています。

訪問型サービスA → 生活支援サービス

通所型サービスA → 生きがい型デイサービス

通所型サービスB → 地域型デイサービス

②一般介護予防事業

ア 介護予防普及啓発事業

（高齢者介護予防運動教室等）

事業名	平成30年度		令和元年度		令和2年度（見込）	
	実施回数 （回）	延参加人 数（人）	実施回数 （回）	延参加人 数（人）	実施回数 （回）	延参加人 数（人）
健康講座	160	2,317	127	1,803	120	1,800
高齢者健康トレーニング教室	6,485	31,487	6,142	29,339	5,404	26,124
ヨガ等特別運動教室	68	884	53	685	60	775
筋力向上トレーニング教室			299	4,680	280	4,380
パワリハ運動教室				7,392		7,500

イ 地域介護予防活動支援事業

事業名	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
	実施箇所	実施箇所	実施箇所
高齢者ふれあいの居場所づくり	31	38	45

(2) 自立支援・介護予防の推進

① 各種補助金等交付事業の状況

事業名	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
	補助金額等（円）	補助金額等（円）	補助金額等（円）
要介護度改善支援奨励事業	16,660,000	13,420,000	—
介護機器導入事業費補助金	3,000,000	1,000,000	—
パワーリハビリテーション推進補助金	237,760	300,000	300,000
高齢者健康トレーニング教室機器更新費	—	—	2,045,000

要介護度改善奨励金は、平成30年度の介護報酬改定に併せて事業を廃止しました。

介護機器導入事業費補助金は令和元年度1件で、今後新たな導入が見込まれないことから事業を廃止し、令和2年度は高齢者健康トレーニング教室機器の更新を実施しています。

② 自立支援介護研修会

事業名	平成30年度		令和元年度		令和2年度（見込）	
	開催回数（回）	延参加人数（人）	開催回数（回）	延参加人数（人）	開催回数（回）	延参加人数（人）
認知症あんしん生活実践塾	6	50	6	40	6	40

2 地域包括ケアの推進

地域包括ケアシステムにおいて重要な役割を担う地域包括支援センターは、7つの日常生活圏域ごとに1か所設置し、その協力機関である15か所の在宅介護支援センターと連携しながら高齢者の相談や見守りをしています。また、来所・電話による相談件数は年々減少傾向にありますが、訪問による相談件数が年々増加しています。

(1) 包括的支援事業

市内7か所の地域包括支援センターにおいて「介護予防ケアマネジメント業務」、「総合相談支援業務」、「権利擁護業務」、「包括的・継続的ケアマネジメント業務」に取り組んでおり、地域の住民の身近なところで相談を受け付け、地域包括支援センターにつなぐために15か所の在宅介護支援センターを窓口として、高齢者の総合相談体制を構築しています。

各地域包括支援センターは、担当圏域における支援を必要とする高齢者の早期発見・見守りネットワークや高齢者虐待防止・見守りネットワークなどと連携して事業に取り組んでいます。

① 地域包括支援センターの設置状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
設置数（箇所）	7	7	7

②総合相談支援、権利擁護事業における延相談件数等

相談内容		平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
①来所・電話等による相談（件）		3,762	3,441	3,200
（複数）	介護保険その他福祉サービスに関する事	3,799	3,505	3,300
	権利擁護（成年後見制度）に関する事	89	101	100
	高齢者虐待に関する事	63	63	70
②訪問による相談（件）		8,883	9,404	9,500
内容	高齢者実態把握	2,425	2,221	2,000
	総合事業対象者	4,084	3,922	4,000
	支援を要する高齢者	2,374	3,261	3,500
合計（①+②）		12,645	12,845	12,700

③介護予防ケアマネジメント数

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
介護予防ケアマネジメント数（件）	23,344	26,514	29,600

（2）在宅医療・介護の連携推進

当市では、在宅医療において中心的な役割を担っている弘前市医師会に在宅医療・連携推進のための事業を委託し、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制構築等に取り組んでいます。令和元年度には、その一つとして、在宅高齢者が体調急変した際、かかりつけ医や緊急連絡先などの情報を記載しておける「安心カード」を作成し、市民に配布しています。これにより、救急隊員が駆け付けた際、迅速に対応できる体制が整備されています。安心カードは令和2年6月現在1,133件配布され、救急搬送時3件の安心カードによる連絡対応実績があります。

また、医療や介護関係の多職種が合同で参加する研修会を開催し、相互の業務の理解を深め、連携強化が図られるようにしたほか、市民に対しては、医療や介護の社会資源について情報を発信したり、市民公開講座を開催し在宅医療の普及啓発を行っています。

（3）地域ケア会議推進事業

地域包括支援センターでは、地域ケア個別会議や地域ケア推進会議を開催し、個別ケースの支援や地域課題の抽出等を行っています。市は圏域ごとの地域ケア会議で抽出された課題を整理し、市レベルでの課題については、地域包括支援センター運営協議会で検討しています。

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
地域ケア推進会議開催回数（回）	31	22	24
地域ケア個別会議開催回数（回）	67	52	36
地域ケア会議運営に関する研修会（回）	1	1	0

(4) 安心安全見守りネットワーク事業

増加する在宅のひとり暮らし高齢者等に対して、協定事業者や地域の自主防災組織による、孤立死やそれに係る要因を早期に発見するための重層的な見守り体制を構築しており、通報により福祉部関係課による初動対応輪番チームが活動しています。更に平成27年度から協定事業者や民生委員等を対象とした、見守り活動研修会を開催しています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
協定事業者数（団体）	49	51	51
通 報（件）	62	57	59
生 存（件）	44	43	—
死 亡（件）	18	14	—

(5) ほのぼのコミュニティ21推進事業

住民ボランティアの協力により、在宅ひとり暮らし高齢者や障がい者等を定期的に訪問し、孤独感の解消、精神的なふれあいの促進を図りながら安否確認等を行う事業であります。（事業主体：弘前市社会福祉協議会）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
実施地区（地区）	22	22	22
対象者人数（世帯）	728	730	750
協力員数（人）	592	558	560
グループ数（グループ）	370	362	350

3 高齢者の社会参加・生きがいづくりの推進

(1) 健康・生きがいづくり

健康志向の高まりのもと、各種スポーツ、レクリエーションや趣味活動により生きがいを感じている高齢者が増えており、本市としても高齢者の健康づくり活動を積極的に支援し、高齢者が生きがいを持ち、健康的な生活を送り、みんなで地域の幸せを築いていくことを目指しています。

募集を高齢者以外も対象にすることで世代間交流も兼ねた内容となり、参加者の筋力や体力に合わせた組み立てやメニューにしたりすることで、高齢者の意欲を引き出すなど、スポーツ施設毎に創意工夫を加え教室が行われています。

また、平成28年度からは市内3か所で機械器具を使った高齢者健康トレーニング教室を実施し、令和元年度からは新たに筋力向上トレーニング教室、パワリハ運動教室を実施しています。

①スポーツ施設での主な教室等

スポーツ施設	実施教室等
河西体育センター	筋膜リリース教室、水中ウォーキング教室等
温水プール石川	プールで体力づくり教室、エアロビクス教室等
克雪トレーニングセンター	ウォーキング教室等
弘前B&G海洋センター	有酸素運動&ストレッチ体操教室、体ひきしめ！ヨガ教室等
岩木B&G海洋センター	かんたん夜のヨガ教室等
運動公園	青空ヨガ教室、はるか夢球場ヨガ教室等

市民体育館	エアロビクス教室、ストレッチ体操教室、有酸素運動教室等
-------	-----------------------------

②高齢者健康トレーニング教室

- ア ヒロロ3F（ヒロロスクエア）【平成27年11月7日～】
- イ ロマントピア 【平成27年11月7日～】
- ウ 温水プール石川 【平成28年10月13日～】

③筋力向上トレーニング教室

令和元年5月14日から開始し、日常生活圏域ごとに週1回、公民館や集会所等で通所型サービスCのトレーニングマニュアルによる運動を実施しています。

④パワリハ運動教室

平成31年4月1日から開始し、高齢者健康トレーニング教室と同様のパワーリハビリテーションマシンを設置している12か所の介護事業所で実施しています。

(2) 老人クラブへの支援

老人クラブは地域毎の自主的な組織であり、清掃活動、文化・スポーツ活動、ボランティアなど様々な分野で活動しており、高齢者の生活を健全で豊かなものにしていきます。高齢者の生きがいや健康づくりを支援するため、老人クラブに対して補助金を交付しています。

◎補助申請実績	平成29年度末 ⇒ 令和元年度末	
登録クラブ数	143団体	134団体
登録会員数	4,578名	3,859名

◎補助対象の主な事業・・・社会奉仕活動、教養講座開催、健康増進事業

(3) 敬老大会（敬老事業）の実施の奨励

敬老大会は高齢者の福祉について理解と関心を深め、高齢者自らの生活の向上に努める意欲を促すことを目的としており、弘前市社会福祉協議会が行う敬老大会事業に対し、補助金を交付しています。

◎補助金交付先：弘前市社会福祉協議会（⇒事業主体：地区社会福祉協議会）

◎実績	平成29年度末	⇒	令和元年度末
対象者	26,621名		27,319名
出席者（率）	5,837名（21.9%）		5,640名（20.6%）

(4) 老人福祉センター、生きがいセンター等の利活用の推進

高齢者の健康増進、教養の向上、レクリエーション、生きがいづくり等の場として、65歳以上の市民の無料を無料としています。高齢者が安心して活動できる場として機能するよう配慮しながら、老人福祉センター、生きがいセンターにおける生きがい教室やサークル活動の参加推進を促しています。

(名)

	平成29年度末	令和元年度末
生きがいセンター	11,419	11,142

鷹ヶ丘老人福祉センター	3,779	3,778
城西老人福祉センター	7,325	6,398
老人福祉センター祥風園	3,366	2,813
石川東老人福祉センター	970	840
老人福祉センター瑞風園	33,616	36,924
計	60,475	61,895

(5) 弘前市シルバー人材センター

高齢者の就業相談や臨時的・短期的な就労機会の提供（斡旋）の事業活動を実施している「公益社団法人弘前市シルバー人材センター」に対し、新規就業先の開拓、就業者数増につなげるための支援として、補助金を交付しています。

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (9月末現在)
会員数 (人)	819	759	760
延就業人員 (人)	70,102	66,754	35,764
就業件数 (件)	7,170	6,663	4,436

4 認知症対策の推進

(1) 認知症サポーター養成講座

認知症への理解を深めるため、普及・啓発活動を行う認知症サポーターの養成に取り組んでいます。平成30年度以降は市職員全員が認知症サポーター養成講座を受講する取組もしています。令和元年度からは認知症サポーターステップアップ講座をこれまで3回開催し95人が受講しています。

令和2年3月で講師を務めるキャラバン・メイトは累計146人となり、認知症サポーターは累計11,322人養成しています。

(2) ただいまサポート事業

地域での認知症高齢者の見守り体制を構築するため、一人で外出して帰宅できなくなった高齢者を支援するただいまサポート事業を令和元年10月から開始しています。

事前に登録した認知症高齢者の情報を警察と共有し、交付した登録番号入りのキーホルダー等のグッズを高齢者が身に付けていることによって、発見時迅速に家族に連絡し、帰宅できる仕組みとなっています。

また、早期発見に向けて、公共交通機関や民間企業、介護事業者とネットワークを構築し、行方不明時に該当する高齢者を見かけた際には警察に通報する体制を整備しており、令和2年9月末現在、登録者数は65人、協力機関は148機関となっています。

(3) ただいまサポート訓練

平成26年度から開始し、平成26年度に1回、平成28年度に3回、平成29年度に4回、平成30年度に4回、令和元年度に4回開催し、認知症高齢者への声かけや対応の方法を学ぶための訓練を実施しています。

(4) 認知症に対する相談窓口体制の充実

認知症の方やその家族への相談支援を行う認知症地域支援推進員を、平成27年度に市内7つの地域包括支援センター及び市役所に配置し、認知症地域支援推進員が中心となって、平成30年度から認知症介護者教室を開催しています。この他平成29年度には認知症初期集中支援チームを1箇所設置し、平成30年度からは認知症初期集中支援チーム検討委員会で活動状況の検討を行っています。

(5) 認知症に対する知識の普及・啓発

認知症の人の家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いに理解し合う認知症カフェや認知症の人と家族の会の取り組みを支援しています。

認知症の人の家族に向けた介護方法の知識、技術の提供を行う「認知症介護者教室」を平成30年度、令和元年度に各1回、令和2年度は3回開催、認知症による様々な症状の軽減や発症予防を目指して、認知症の基本ケアを学び実践する「認知症あんしん生活実践塾」を平成27年度から毎年度開催するなど、認知症の人の介護者の支援を行っています。

認知症に対する知識の普及・啓発のため、広報ひろさき、市ホームページによる認知症カフェや認知症の人と家族のつどいの開催周知や市内の単位PTA、全小中学校に認知症サポーター養成講座の案内をしたほか、小中学校長会議において講座の実施を依頼しています。

また、平成29年度末には「認知症ケアパス」を作成し、平成30年度以降、地域包括支援センター、医療機関や薬局などの関係機関に配布し、認知症ケアパスによる普及啓発を行っています。

(6) 成年後見制度の利用をはじめとする権利擁護の推進

成年後見制度の周知を図るため、施設等の事業所や市民を対象とした研修会を実施しました。

令和2年度からは、弘前圏域8市町村による権利擁護支援事業として「弘前圏域権利擁護支援センター」を開設し、広域で取り組んでいます。

〈成年後見制度利用支援事業〉 (件)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
利用件数	23	27	28

5 在宅福祉サービス等の充実

(1) 在宅福祉サービス

事業名	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
生活支援事業 (ホームヘルパーの派遣)	実人員(人)	138		
	延派遣時間(時)	6,681		
	事業費(円)	9,441,800		
緊急通報装置 (福祉安心電話) 貸与事業	件数(回)	29	10	19
	総設置台数(台)	270	233	266
	事業費(円)	3,723,062	4,255,824	4,011,000

ねたきり高齢者等寝具丸洗いサービス事業	実利用人員(人)	17	16	17
	実施点数(点)	43	43	43
	事業費(円)	123,039	136,078	225,000
在宅患者訪問歯科診療事業	患者数(人)	972	1,079	1,100
	年間往診回数(回)	2,640	2,913	3,000
外出支援サービス事業(岩木地区)	実利用人員(人)	32	42	43
	延利用回数(回)	943	1,502	1,685
歩行安全杖支給事業	支給本数(本)	153	165	100
	事業費(円)	12,960	118,800	149,000
高齢者はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業	交付件数(件)	355	360	350
	事業費(円)	505,000	517,500	525,000
ねたきり高齢者等紙おむつ支給事業	実人員(人)	111	136	142
	延件数(件)	361	392	404
	事業費(円)	1,777,333	1,920,880	1,978,000
在宅高齢者短期入所事業	実人員(人)	19	20	11
	延回数(回)	21	21	11
	市負担金(円)	464,820	506,730	275,000
	本人負担(円)	143,590	178,190	72,000

6 施設福祉サービス等の充実(介護施設以外)

(1) 入所・入居施設の整備状況

令和元年度末現在の施設の整備状況

施設の種類	令和元年度	定員
養護老人ホーム※	2箇所	190人
軽費老人ホーム	1箇所	50人
ケアハウス	3箇所	90人
生活支援ハウス	3箇所	48人

※ うち1箇所は盲養護老人ホーム(定員70人)

(2) 高齢者住宅における生活支援や情報提供

高齢者世話付き住宅(シルバーハウジング)の状況

団地名	入居世帯数			戸数	備考
	平成30年度	令和元年度	令和2年度見込		
市営住宅					
緑ヶ丘団地	34	35	36	36	シルバーハウスへ生活援助員を1名ずつ派遣(桜ヶ丘は平成21年度～、青葉は平成30年度～2名に増員)
城西2丁目団地	35	35	36	36	
城西5丁目団地	14	14	14	14	
桜ヶ丘団地※	60	62	62	62	
青葉団地※	40	45	47	47	
サービス付き高齢者向け住宅(旧高齢者向け優良賃貸住宅)					
りんごの樹	22	23	24	24	生活援助員を1名ずつ派遣
ベルメゾンいわき	20	20	20	20	

(3) 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（※）の状況

施設名	平成30年度		令和元年度		令和2年度（9月末）	
	箇所	定員	箇所	定員	箇所	定員
有料老人ホーム	61	1,905	65	2,058	65	2,084
サービス付き高齢者向け住宅	27	600	27	600	27	600

※サービス付き高齢者向け住宅は、安否確認や生活相談など、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリーの住宅です。

7 介護保険事業の円滑な運営

(1) 介護サービス相談体制の強化

介護保険施設に介護相談員を派遣し、介護サービス利用者等の疑問、不満、苦情等の解決を図るとともに、介護サービスの質の向上を図りました。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休止しております。

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込）
実施施設数（施設）	16	16	0
訪問回数（回）	194	201	0
面接者数（人）	959	996	0
相談件数（橋渡件数）	47	42	0

(2) 介護給付費適正化の推進

施策	内容
①要介護認定の適正化	令和元年度は、ケアプランを作成している事業所とは別の事業所に2,249件調査委託しています。また、施設入所者の更新申請98件を当市が実施しています。
②ケアプラン点検	年間200件以上の点検を実施し、適切なケアプランが作成されるよう指導しています。
③住宅改修等の点検	自立支援に資する改修となっているか現地にて確認・指導しています。
④縦覧点検・医療情報との突合	【縦覧点検】 令和元年度 過誤調整 4件 返還額 4,500円 ※令和元年11月までの効果額 【医療情報との突合】 令和元年度 過誤調整11件 返還額 683,856円 ※令和元年12月までの効果額
⑤ケアマネジャー研修会等の開催	当市からの情報提供や、グループワークによるケアマネジャー同士の情報交換会の場を提供しています。 令和元年度は全4回（うち1回は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止）のうち2回を、ケアプラン作成研修会と位置づけ、外部講師を招き自立支援に向けたケアプランの作成方法を学んでいます。
⑥ケアプラン作成研修会の開催	年間延べ500名以上が参加しており、アンケートでは継続開催の希望も多い状況です。

8 その他高齢者への支援

(1) 避難行動要支援者名簿

災害への対策として、自力で避難することが困難な高齢者や障がい者などの方々を「避難行動要支援者」として事前に把握し、災害等による緊急時の避難支援や安否確認などの支援を実施するための基礎となる「避難行動要支援者名簿」を作成しました。また、町会や自主防災組織が主となり、避難誘導等の避難支援活動に向け、名簿を活用している地域もあります。

また、社会福祉施設職員を対象として福祉避難所開設に係る図上訓練を行いました。

第2章 介護保険事業の実施状況

1 保険給付費の推移

(千円)

項目	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	第7期合計 (見込)
介護給付費計		15,429,666	15,747,556	16,035,114	47,212,336
居宅サービス費		8,037,388	8,263,662	8,393,680	24,694,730
地域密着型サービス費		2,606,968	2,627,508	2,681,573	7,916,049
施設サービス費		4,785,310	4,856,387	4,959,861	14,601,558
介護予防給付費計		261,193	264,291	251,904	777,388
介護予防サービス費		244,625	242,002	229,851	716,478
地域密着型介護予防サービス費		16,568	22,289	22,053	60,910
特定入所者介護(予防)サービス費		649,887	642,120	656,214	1,948,221
高額介護(予防)サービス費		430,793	440,759	439,432	1,310,984
高額医療合算介護(予防)サービス費		44,128	49,700	48,532	142,360
審査支払手数料		16,390	16,625	16,426	49,441
保険給付費合計(A)		16,832,057	17,161,051	17,447,622	51,440,730
第7期事業計画値(B)(千円)		17,200,583	17,501,292	18,060,627	52,762,502
対計画比(A/B)		97.9%	98.1%	96.6%	97.5%

当市における要介護認定者数は、令和2年3月31日現在10,403人で、第1号被保険者に対する要介護認定率は18.9%となっており、令和元年度における青森県平均の17.8%と比較しても高く、県内10市の中では4番目に高い状況であります。

また、要介護認定者数における要介護度別構成比を見ると、令和2年3月末では要支援1・2の認定者は24.1%となっており県内10市で一番高い割合であり、要介護1を含めた、軽度の認定者割合は44.4%となっており、比較的介護度の軽い方の利用が過半数近くを占めている状況です。

介護給付費は、第1号被保険者の増加に加え、有料老人ホームや通所介護事業所が増加したこともあり、右肩上がり推移してきましたが、第7期介護保険事業計画中においては、給付費適正化事業の効果が見られ、給付費の増加が抑えられている状況であります。

サービス別に見ると、居宅サービスの中で、居宅管理療養指導や訪問リハビリテーションは計画値を20%ほど上回っていることから、高齢者が住み慣れた場所において生活していくための一助になっていると推察しており、今後も注視します。

施設サービスについては、第4期計画以降、施設整備は行っていないものの介護医療院への転換による施設サービス費の急増に注意が必要です。

また、要支援者に係る介護予防給付費は、軽度者の認定率が非常に高いことから、要支援サービスと総合事業サービスの合計が増加している傾向にあります。

今後、高齢化が急激に進行し、保険給付費が大幅に増加する可能性があるため、介護給付費適正化に取り組み、不適切なサービス提供や、過剰なサービス提供の見直しを進めています。

2 居宅サービス利用状況

(1) 訪問介護

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)	計画
年間利用回数(回)	1,192,249	1,286,664	1,250,790	1,292,064	1,342,960	1,287,540
実利用者数(人)	2,537	2,651	2,530	2,626	2,560	2,598
利用者比率(%)	24.3	25.1	24.1	25.1	24.4	25.0

(2) 訪問入浴介護

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)	計画
年間利用回数(回)	6,638	7,272	7,015	7,272	8,562	7,188
実利用者数(人)	91	97	96	97	108	96
利用者比率(%)	0.9	0.9	0.9	0.9	1.0	0.9

(3) 訪問看護

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)	計画
年間利用回数(回)	59,179	61,116	56,486	60,768	61,388	60,552
実利用者数(人)	493	517	495	514	532	512
利用者比率(%)	4.7	4.9	4.7	4.9	5.1	4.9

(4) 訪問リハビリテーション

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)	計画
年間利用回数(回)	11,553	9,528	11,835	9,528	12,341	9,528
実利用者数(人)	82	66	82	66	83	66
利用者比率(%)	0.8	0.6	0.8	0.6	0.8	0.6

(5) 通所介護（デイサービス）及び通所リハビリテーション（デイケア）

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)	計画
年間利用回数（回）	271,570	277,680	278,382	288,984	263,311	295,248
デイサービス（回）	203,222	213,048	209,171	224,508	195,170	231,240
デイケア（回）	68,348	64,632	69,211	64,476	68,141	64,008
実利用者数（人）	2,689	2,718	2,729	2,745	2,590	2,753
デイサービス（人）	1,988	2,048	2,025	2,076	1,912	2,089
デイケア（人）	702	670	704	669	678	664
利用者比率（%）	25.8	25.7	26.0	26.2	24.7	26.5
1人当たり週利用回数 （回）	1.9	2.0	2.0	2.0	2.0	2.1
デイサービス（回）	2.0	2.0	2.0	2.1	2.0	2.1
デイケア（回）	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9
1日当たり利用者数（人）	746	763	765	794	723	811
デイサービス（人）	558	585	575	617	536	635
デイケア（人）	188	178	190	177	187	176

※1人当たり週利用回数は、年間利用回数を1週間単位に換算し、実利用者数で割ったもの。

(6) 短期入所生活介護及び短期入所療養介護

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)	計画
年間利用回数（日）	123,422	132,420	116,881	136,512	113,982	145,536
短期入所生活介護 （日）	121,780	130,416	115,276	134,508	112,393	143,628
短期入所療養介護 （日）	1,642	2,004	1,605	2,004	1,589	1,908
実利用者数（人）	543	565	517	578	462	608
短期入所生活介護 （人）	526	541	498	554	447	585
短期入所療養介護 （人）	17	24	19	24	15	23
利用者比率（%）	5.2	5.3	4.9	5.5	4.4	5.8
1人当たり年間利用回 数（日）	227	234	226	236	247	239
短期入所生活介護 （日）	232	241	232	243	251	246
短期入所療養介護 （日）	97	84	83	84	106	83

※1人当たり年間利用回数は、年間利用回数を実利用者数で割ったもの。

(7) 居宅管理療養指導

	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)	計画
実利用者数 (人)	505	427	539	426	572	422

(8) 福祉用具貸与

	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)	計画
年間利用実人員 (人)	2,435	2,325	2,562	2,272	2,786	2,230
利用者比率 (%)	23.3	22.0	24.4	21.7	26.6	21.5
年間利用件数 (件)	908,795	—	942,399	—	951,823	—

(9) 特定施設入居者生活介護

	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)	計画
年間利用実人員 (人)	69	69	71	69	79	69
利用者比率 (%)	0.7	0.7	0.7	0.7	0.8	0.7

(10) 福祉用具購入

	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	実績	計画	実績	計画	実績 (見込)	計画
年間利用実人員 (人)	484	348	486	348	491	348
利用者比率 (%)	4.6	—	4.6	—	4.7	—
年間利用件数 (件)	495	—	455	—	505	—
腰掛便座 (件)	210	—	203	—	200	—
特殊尿器 (件)	0	—	0	—	0	—
入浴用補助具 (件)	285	—	252	—	303	—
簡易浴槽 (件)	0	—	0	—	1	—
移動用リフトのつり 具 (件)	0	—	0	—	1	—

(11) 住宅改修

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	実績	計画	実績	計画	実績(見込)	計画
年間利用実人員(人)	337	216	377	216	380	216
利用者比率(%)	3.2	—	3.6	—	3.6	—
年間利用件数(件)	453	—	376	—	440	—
手すりの取り付け(件)	319	—	263	—	334	—
段差の解消(件)	81	—	69	—	65	—
床又は通路面の材料の変更(件)	14	—	19	—	18	—
引き戸への扉の取り換え(件)	27	—	18	—	16	—
洋式便器等への便器の取り換え(件)	12	—	7	—	7	—

3 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス

(1) 認知症対応型通所介護

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	実績	計画	実績	計画	実績(見込)	計画
年間利用回数(回)	9,034	9,396	7,809	9,276	8,143	9,276
年間利用実人員(人)	70	76	60	75	66	75
利用者比率(%)	0.7	0.7	0.6	0.7	0.6	0.7

(2) 小規模多機能型居宅介護

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	実績	計画	実績	計画	実績(見込)	計画
年間利用実人員(人)	108	96	127	96	114	96
利用者比率(%)	1.0	0.9	1.2	0.9	1.1	0.9

(3) 認知症対応型共同生活介護

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	実績	計画	実績	計画	実績(見込)	計画
年間利用実人員(人)	696	700	684	700	677	700
利用者比率(%)	6.7	6.6	6.5	6.7	6.5	6.7

(4) 地域密着型通所介護

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	実績	計画	実績	計画	実績(見込)	計画
年間利用回数(回)	29,303	27,588	30,952	26,652	31,776	26,268
年間利用実人員(人)	327	317	344	316	367	313
利用者比率(%)	3.1	3.0	3.3	3.0	3.5	3.0

4 施設サービス

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	実績	計画	実績	計画	実績(見込)	計画
介護保険施設入所者数 合計(人)	1,540	1,490	1,538	1,490	1,560	1,490
利用者比率(%)	14.7	14.1	14.7	14.2	14.9	14.3
介護老人福祉施設入 所者数(人)	682	668	686	668	691	668
利用者比率(%)	6.5	6.3	6.5	6.4	6.6	6.4
介護老人保健施設入 所者数(人)	838	807	783	807	777	807
利用者比率(%)	8.0	7.6	7.5	7.7	7.4	7.8
介護療養型医療施設入 所者数(人)	19	8	19	5	17	5
利用者比率(%)	0.2	0.1	0.2	0.0	0.2	0.0
介護医療院入所者数 (人)	0	7	51	10	75	10
利用者比率(%)	0.0	0.1	0.5	0.1	0.7	0.1

第4編 第8期計画における基本目標

第1章 基本目標

高齢者が地域の中で生きがいと役割、居場所を持ちながら
生き活きと自立した社会生活を安心して送れるまち

弘前市の最上位計画である「弘前市総合計画」において、人口減少、少子高齢化が進展する令和22年（2040年）を見据えつつ、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）の人口構造の大きな変化と諸課題にしっかりと対応するため、「みんなで創り みんなをつなぐ あずましいりんご色のまち」を将来都市像と定め、この将来都市像の実現に向けた具体的な目指すまちの姿を掲げています。

令和7年（2025年）が差しせまる中、高齢者が年齢にとらわれることなく、主体的に活動し、自立した生活を送り、また介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるような社会を構築することが必要となっています。弘前市地域福祉計画においても、すべての市民がお互いに支え合っていく地域共生社会の実現に向けて、社会福祉を推進することとしています。

当市の第8期計画では、第7期計画で様々な取組を実施した介護予防と自立支援介護を継続していくことで、高齢者が要介護状態にならないよう、またはそれを遅らせていき、生き活きと日常生活を送れるように取組を進めていきます。

生き活きと生活していく高齢者が年齢にとらわれることなく、地域住民主体の高齢者ふれあいの居場所の運営や助け合いによる地域ボランティアなどの生活支援体制において役割を持つことで、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進します。

また、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向け実施した取り組みも推進し、介護が必要となった方々に対して、適切なサービスが提供されるよう支援します。

第2章 主な施策の方向

1 介護予防と自立支援介護の推進

団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）をピークに、高齢者人口は緩やかに減少していく見込みですが、生産者人口は大きく減少していく見込みであることから、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）の高齢化率は、40%を超える試算となっており、高齢者が住み慣れた地域の中で、できる限り支える側として活躍し、生きがいや役割を持って充実した生活を送れるようにするため、介護予防・自立支援介護を積極的に推進します。

高齢者が要介護状態にならない、または遅らせるように支援していくため、第7期で拡充した一般介護予防事業を継続するとともに、より身近な地域での事業実施や新たな介護予防の事業実施に向け、モデル的にサービスの実施を行い、「互助」の体制づくりに取り組んでいきます。

2 地域包括ケアの推進

高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある自立した生活を安心して続けられるように、第7期に引き続き地域包括ケアの中核的な役割を担っている地域包括支援センターの体制強化を実施するとともに、日常生活圏域についての見直しも行います。

在宅医療と介護の連携の推進、認知症の人やその家族への支援の充実など地域包括ケアシステムの構築、充実に向け関係機関と連携して推進します。

3 高齢者の社会参加・生きがいづくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で、出来るだけ介護を必要とせず、生きがいを持ちながら生き生きと自立した生活を送るためには、高齢者同士でスポーツや趣味・様々な社会活動などを通じた「交流」をしていくことが重要です。そのために、「交流」を生み出すための社会参加や生きがいづくり活動を積極的に支援するとともに、老人クラブ活動の支援や老人福祉センター、生きがいセンターにおけるサークル活動・生きがい教室など、各種活動の活性化を図ります。

また、高齢者の生きがい対策として、「社会に貢献したい」、「もっと働きたい」という気持ちにこたえるため、シルバー人材センターとの連携や、ボランティア活動等への支援を行います。

4 認知症対策の推進

認知症に対する正しい知識の普及啓発のため、認知症地域支援推進員活動及び認知症サポーターの養成を推進していくとともに、認知症サポーターが更なるステップアップを図るための講座を実施し、チームオレンジの構築に向けた検討を行っていきます。

また、認知症の人の早期発見・早期対応のための体制である認知症初期集中支援チームの適切な運営に努めていき、認知症の人やその家族が安心して暮らすことができる地域づくりを推進します。

5 在宅福祉サービス等の充実

高齢者の多くが住み慣れた地域で、在宅による暮らしを続けることを望んでいることから、今後も引き続き、在宅生活の支援をすることにより、高齢者の安心・安全な生活の継続や、介護者等の負担軽減が図れるよう努めます。

6 施設福祉サービス等の充実（介護施設以外）

高齢者福祉施設には、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス等がありますが、特に養護老人ホームに関しては、低所得の入所希望者が増えていることから、今後も適切な入所措置を実施します。また、近年は高齢者虐待の相談事例も増えており、一時的な緊急避難場所として、養護老人ホーム以外の新たな受け入れ先の確保を検討していきます。

併せて、高齢者世話付住宅等における生活支援を継続し、入所・入居希望者への民間の有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅などをはじめとする高齢者のための住宅の情報提供に努めます。

7 介護保険事業の円滑な運営

介護サービスの利用量の適正化と質の向上を図り、また介護相談体制を引き続き継続することにより、介護保険制度の適正な運営と介護が必要となった高齢者の尊厳を保ち、その有する能力に応じて自立した日常生活を送れるよう支援を行います。

8 その他高齢者への支援

災害時の避難に支援を要する方を対象とする避難行動要支援者の名簿作成に継続的に取り組むほか、災害弱者となりやすい高齢者に対する地域包括支援センターの訪問活動による見守り活動に努めます。

第5編 市の具体的施策

第1章 介護予防と自立支援介護の推進

1 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

総合事業では、従来の「介護予防訪問介護」・「介護予防通所介護」に相当するサービス及び通所型サービスCを実施し、第7期では、平成31年4月より生活支援サービス（訪問型サービスA）、生きがい型デイサービス（通所型サービスA）、地域型デイサービス（通所型サービスB）を追加し、実施しています。第8期においても継続して実施していきます。

（1）第8期で継続して実施するサービス

① 訪問介護相当サービス

従来の介護予防訪問介護サービスに相当するサービス

② 生活支援サービス（訪問型サービスA）

生活援助（調理・洗濯・掃除など）を中心としたサービス

③ 通所介護相当サービス

従来の介護予防通所介護サービスに相当するサービス

④ 生きがい型デイサービス（通所型サービスA）

日常生活動作訓練、入浴、食事、レクリエーションなどを中心としたサービス

⑤ 地域型デイサービス（通所型サービスB）

住民主体による介護予防の取組（高齢者ふれあいの居場所での実施）

⑥ 通所型サービスC

3～6か月の短期間での運動器の機能向上プログラムの実施

（2）介護予防ケアマネジメント

要支援者及び事業対象者の自立支援を目的として、心身の状況や置かれている環境に応じて、訪問型サービス、通所型サービスのほか、一般介護予防事業や当市の施策、民間企業等により実施される生活支援サービスも含め、要支援者等の状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な支援を行います。

2 自立支援・介護予防等の推進

当市の令和2年6月現在の要介護等認定率は18.8%で、内訳は要介護認定者が14.3%、要支援認定者は4.5%となっています。

要介護認定を受けていない一般高齢者について、令和元年12月に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、1人で外出できないもしくは外出できる

がしていない人が併せて21.7%となっており、要介護となるリスクの高い高齢者が相当程度存在していることがわかります。

(1) 自立支援介護推進事業

一般高齢者が要介護状態にならないように、または遅らせるようにすると、更に、要介護認定を受けた人の介護度の改善や重度化予防を目的に、本人の家族や事業者を対象に各種施策をパッケージで実施し、自立支援介護への取組を支援します。

① 自立支援介護研修会

認知症の重度化予防や症状の改善を目指し、自立支援介護の基本ケアを実践する介護保険施設や家族向けの実践講習「認知症あんしん生活実践塾」を開催します。

② パワーリハビリテーション協議会補助事業

弘前市内のパワーリハビリテーションに取り組む事業者で組織する「弘前市パワーリハビリテーション推進協議会」に補助金を交付し、事業者間での知識や技術の共有など、スキルアップや効果の検証等の自主的な取組に対して支援を行い、自立支援介護の取組を推進します。

③ パワーリハビリテーションマシンのメンテナンス等

ヒロロスクエア、星と森のロマントピアにおいて平成27年度から実施している高齢者健康トレーニング教室で使用しているパワーリハビリテーションマシンの定期的なメンテナンスを行い、マシンの故障によるトレーニングができない状況とならないようにしていきます。

(2) 介護予防事業

高齢者が、地域の中で出来るだけ自立した生活を送れるようにするとともに、介護が必要な状態となった場合にも、心身の機能を維持・改善しながら生きがいや役割、居場所を持って、生き生きと生活できる地域の実現を目指し、次の事業を実施します。

① 在宅患者訪問歯科診療事業

歯科医師が在宅のねたきり高齢者、身体障がい者等を訪問し、歯科診療や口腔衛生指導を行い、対象者の健康保持を図ります。

② 介護予防普及啓発事業（健康増進課による健康講座）

高齢者の身近な場所である地域の公民館や集会所において、地区組織と連携し、地域に密着した活動を展開しながら介護予防の普及啓発活動を行います。

③ 高齢者介護予防運動教室

・高齢者健康トレーニング教室

高齢者の健康寿命をできるだけ伸ばし要介護状態にならないよう、専用のトレーニングマシンを使用したトレーニング教室をヒロロスクエア、星と森のロマントピア、温水プール石川で開催します。

・筋力向上トレーニング教室【拡充】

地域の公民館等において、通所型サービスCのトレーニングマニュアルによる運動を実施し、介護予防や健康増進を図ります。

また、実施場所を増やすよう検討するとともに、口腔ケア教室の同時開催も進めていきます。

・パワーリハ運動教室

高齢者健康トレーニング教室と同等のパワーリハビリテーションマシンを設置している介護事業者（デイサービスセンターなど）で、要介護・要支援認定者が介護サービスを利用していない時間を活用し、高齢者がトレーニングできる環境づくりに取り組めます。

④ 高齢者ふれあいの居場所づくり事業【拡充】

地域の公民館や集会所、個人宅を利用し、人々の交流を目的とした高齢者の居場所づくりを支援することによって、これまでに40か所の居場所（令和2年9月末現在）が設置されていますが、毎年度10か所の新たな居場所の設置を目指して、高齢者の社会参加を促し、地域における支え合い活動の推進を図ります。

⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業【新規】

地域における介護予防の取組の機能を強化するために、通所型サービスや訪問型サービスの事業者、高齢者ふれあいの居場所を運営している団体の方などに、理学療法士などのリハビリテーション専門職による研修会を開催し、リハビリテーションの知識や技術を習得する機会を設け、介護サービスやふれあいの居場所での活動に活かせるようにしていきます。

⑥ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施【新規】

高齢者は複数の慢性疾患の罹患に加え、認知機能や社会的なつながりが低下するフレイル状態になりやすい傾向があることから、フレイル予防や介護予防、生活習慣病等の疾病・重症化予防を一体的に推進していくため、健診、医療、介護等データの一体的分析を実施して実態把握を行い、地域の健康課題を明確にしたうえで、高齢者への個別支援や、健康相談等を実施していきます。

第2章 地域包括ケアの推進

令和7年（2025年）には、「団塊の世代」が75歳以上となり、当市の高齢化率は34%（約3人に1人が65歳以上）に達する見込みです。

高齢化が進展していくなか、医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で尊厳ある自立した生活を継続できるようにしていくためには、「介護」、「予防」、「医療」、「生活支援サービス」、「住まい」の5つを利用者のニーズに応じて継続的に提供できる体制（地域包括ケアシステム）の構築が必要となっています。

当市の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告書では、要介護認定を受けていない一般高齢者世帯の構成は、単身高齢者世帯が17.2%、高齢者夫婦二人暮らし世帯が31.3%、夫婦二人暮らし世帯（配偶者が65歳未満）が3.8%、子供との2世帯が22.6%、その他の世帯が22.8%となっており、前回調査時と比較して、高齢者夫婦二人暮らし世帯が2.3ポイント増加しており、単身高齢者世帯と合わせると48.5%になり、約半数近くを占めていることが分かります。

また、同調査結果から、要介護認定を受けていない一般高齢者の中で、現在何らかの介護を受けていると回答した割合が、前回の3%から1.5ポイント上昇して4.5%となっており、要介護となるリスクの高い高齢者が今後も増加していくことが予想されます。

1 地域包括支援センターの体制強化【拡充】

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるように、介護予防、総合相談支援、権利擁護など適切に支援していくためには、地域包括支援センターが中心的な役割を担い、調整していくことが求められています。

当市では市内7か所（令和2年4月現在）に地域包括支援センターを設置し、地域の住民の利便性を考慮して、地域包括支援センターにつなぐための役割として15か所の在宅介護支援センターを窓口として設けています。

地域包括支援センターが果たす役割は増加しており、第7期において職員の増員を行っていますが、事業対象者の増加、8050問題など複数の問題を抱えた高齢者世帯への対応、高齢者虐待、認知症高齢者対応数の増加などによる業務量の増大に対応していくため、更なる体制の強化が必要となっていることから、第8期においても職員の増員による運営体制の強化を実施します。

また、平成19年4月の地域包括支援センター設置時点の高齢者人口は約4万3千人でしたが、7つの日常生活圏域のうち1か所の高齢者人口が1万3千人を超えて、国が示している地域包括支援センターの設置基準高齢者人口3千人～6千人の倍以上である状況を踏まえ、中学校区をベースに日常生活圏域の見直しによる地域包括支援センターの機能強化も行います。

2 在宅医療・介護の連携推進

住み慣れた地域で尊厳ある自立した生活を継続できる地域包括ケアシステムを構築するためには、必要な医療を在宅で受けられる体制が求められます。

訪問診療、訪問看護、リハビリなどを自宅で医師や看護師などから受けることが可能な体制、24時間切れ目のない在宅医療と訪問介護、通所介護など日常生活に必要な介護サービスが提供される体制も必要であり、在宅医療と介護の円滑な連携体制の構築が求められます。

当市では在宅医療において中心的な役割を担っている弘前市医師会に在宅医療・介護連携推進のための事業を委託し実施しています。在宅医療と介護連携のひとつとして、在宅高齢者が体調急変した際、かかりつけ医や緊急連絡先などの情報を記載しておける「安心カード」を弘前市医師会と協力して作成し、令和元年7月から利用を実施しています。

救急隊員が自宅にかけつけた際、安心カードを確認することで迅速に対応できる体制が整備されることから、引き続き普及を図るなど、多職種連携に向けて今後も取り組んでいきます。

3 地域ケア会議の推進

地域包括ケアシステムを構築するうえで、地域課題の把握、地域づくり、政策形成を行う機能を有する地域ケア会議が重要な役割を担っています。適切に地域ケア会議を運営していくために、地域包括支援センターの運営、課題抽出、課題解決などに対する支援の継続が必要となります。また、各地域包括支援センターが地域課題として抽出したなかで、市全体の課題とすべき内容は、当市が主催する会議で対策等を検討していきます。

4 生活支援の充実・地域づくり【拡充】

今後も増加が見込まれる、支援が必要となる単身高齢者及び高齢者夫婦二人暮らし世帯に対して、地域住民の力を活用した生活支援等のサービスの充実や、「互助」を強化していくためには、高齢者自身も社会参加することによる、地域における支え合いの体制づくりに参加していくことが求められています。

また、生活支援体制整備事業により市全体レベルである第一層生活支援コーディネーターの配置に加え、日常生活圏域の第二層生活支援コーディネーターの配置も行い、地域の支え合い体制づくりを進めていきます。

5 安心安全見守りネットワーク事業

ひとり暮らし高齢者等の見守りネットワーク体制により、異常を早期発見し、孤立死を未然に防ぎます。

今後は、当市による見守りだけではなく、地域による見守りネットワーク体制（地域の見守る目）の構築を図ります。

6 ほのぼのコミュニティ21推進事業

住民ボランティアの協力により、在宅のひとり暮らし高齢者や障がい者等を定期的に訪問し、孤独感の解消、精神的なふれあいの促進を図りながら、安否確認等を行います。

地区によっては、住民ボランティアが不足しているところもあることから、地域で活動できる新たな人材の発掘や確保に努めます。

第3章 高齢者の社会参加・生きがいつくりの推進

人口減少や高齢化の進行など様々な問題を抱える中、高齢者が年齢にとらわれることなく、地域の中で生きがいや役割、居場所を持ちながら、生き生きとした生活を送るとともに、出来るだけ自立した生活をしていくために、生きがいつくり活動はその重要性が増してきています。

また、健康意識の高まりにより、活動的な高齢者（アクティブシニア）が増加しており、加えて、趣味嗜好の多様化やライフスタイルも変化していることから、それらを踏まえ、状況にあった支援が求められています。

当市では、今後とも、高齢者が持つ知識や経験を活かした社会参加活動や、スポーツ・レクリエーション・趣味活動による生きがいつくりを積極的に支援していくほか、働くことで生きがいを感じる高齢者も多数いることから、高齢者の就労等についても支援していくため、次の取組を実施していきます。

1 老人クラブへの支援

老人クラブは地域毎の自主的な組織であり、社会奉仕活動、教養・スポーツ・健康増進活動、地域ボランティア活動など、様々な分野で活動しています。

近年、会員の高齢化や高齢者活動の場の多様化などにより、クラブ数及び会員数とも減少傾向にあります。地域コミュニティの希薄化により、孤立化する高齢者がますます増加している時代であるからこそ、地域における老人クラブの役割は、これから一層重要になってくると考えられます。

このことから、老人クラブの活動が、高齢者の暮らしを豊かにするだけでなく、地域に貢献できるよう、引き続き支援していきます。

○クラブ数と会員数（令和2年4月1日現在）

単位老人クラブ数	125クラブ
会員数	3,515人
組織率※	5.3%

※組織率：60歳以上人口（66,397人）に占める会員数の割合

○老人クラブの主な活動内容

活動名	活動内容
社会奉仕活動	<ul style="list-style-type: none"> ●清掃奉仕：道路・河川・公園等の清掃（草刈り） ●募金協力 ●廃品回収：空缶、空きビン回収 ●友愛訪問：ねたきり高齢者等への見舞い訪問 ●世代間等交流：子供会、婦人会、敬老会など ●各種施設の慰問 ●児童や生徒の登下校時の見守り活動 ●地域美化運動：花壇の管理、植樹（花）

<p>教養講座開催</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●健康教育講座：認知症、健康管理、老人健康食、応急処置の仕方 ●交通安全教育 ●社会問題等教育講座 ●生きがい講座：短歌、俳句、書道、絵画等 ●郷土文化の伝承：歴史、民謡、民芸等 ●文化施設等見学：美術館、博物館、史跡、名勝等
<p>健康増進事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●各種スポーツ大会の開催及び参加：ゲートボール、グラウンド・ゴルフ、軽スポーツ等 ●ニュースポーツ講習会等への参加等 ●体操、ダンス、踊り等への参加

2 敬老大会（敬老事業）

敬老大会は市民の間に広く高齢者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、高齢者に対し自らの生活の向上に努める意欲を促すために開催されています。

近年、大会の対象者である75歳以上の市民がより参加しやすいように町会単位の開催が増えています。大会の運営側も高齢化していることなど、様々な課題があります。本市としては、地域住民がなるべく負担を感じることなく長寿を祝えるよう、発展的かつ効率的な行事のあり方を検討していきます。

3 健康・生きがいづくり推進事業

冬場に高齢者の健康保持、生きがいづくり、交流等のため4つのスポーツ大会を行います。

近年、大会参加者の状況が横ばい状態となっているため、参加促進のための効果的な方法や新たな競技の取組に努めていきます。

4 老人福祉センター、生きがいセンター等の利活用の推進

65歳以上の市民は、健康増進、教養の向上、レクリエーション、生きがいづくり等の場として、老人福祉センター、生きがいセンター、交流センターを無料で利用できます。

一部の施設が老朽化等により、施設の機能移転や代替措置の検討を余儀なくされていますが、残された施設に関しては、少しでも長く利用できるよう適切な維持管理に努め、今後も高齢者が安心して活動できる場として機能するよう配慮しつつ、これらの施設で行う生きがい教室やサークル活動への参加を推進します。

5 高齢者への就労支援

少子高齢化や人口減少に伴い、あらゆる業種において労働力の不足や仕事に関する知識や技術が継承されないといったことが懸念されています。国においては、働く意欲のある高齢者が能力や経験を生かし、年齢に関わりなく働くことができるような社会を目指していることから、本市は高齢者が働ける環境づくりと維持に努めていきます。

・シルバー人材センターへの支援

高齢者がこれまで培ってきた知識や技術を生かし働くことは、心身の健康を保つために重要であり、高齢者が生きがいを持って働くことができる環境を確保することが必要です。

公益社団法人弘前市シルバー人材センターは、就業を希望する高齢者に対し、その意欲と能力に応じた就業の機会を確保し組織的に提供することで、高齢者の生きがいの充実や高齢者が活躍できる地域社会づくりに貢献しています。

当市では引き続きその活動を支援していきます。

6 その他の生きがい対策の推進

① 生涯学習の推進

公民館との連携により、高齢者の社会参加や生きがいづくりのために多様な学習機会の提供に努めます。

区分	事業内容
高齢者教養講座等の開設	※概ね60歳以上の高齢者を対象に一般教養、趣味等の講座を開催 ○中央公民館主催の高齢者教室（ベテランズセミナー） 令和元年度 12回開催 教室生96人（男28人、女68人） ○地区公民館主催の高齢者教室（12教室） 令和元年度 175回開催 教室生510人（男105人、女405人） ○中央公民館共催の高齢者教室（学区まなびい講座） 令和元年度 城西学区1回開催 16人（老人福祉施設見学会） 文京学区1回開催 30人（就活セミナー） ○中央公民館岩木館主催の高齢者教室（万年青大学） 令和元年度103回開催 教室生97人（男16人、女81人） ○中央公民館相馬館主催のバス移動教室（福寿大学） 令和元年度2回開催 参加した65歳以上の高齢者25人 （男4人、女21人）

② 高齢者の公共施設無料利用制度の継続

65歳以上の市民が文化活動やスポーツ活動等に参加しやすくなり、社会参加の促進、健康・生きがいづくりの推進に役立つように、引き続き継続実施します。

③ その他

各種団体が主催する事業等への積極的な参加を呼びかけ、その推進を図ります。

区分	事業内容
健康づくり推進	健康講座（弘前市老人クラブ連合会主催）
高齢者等の作品展	弘前市総合福祉作品展 （弘前市社会福祉協議会主催）
高齢者スポーツ大会等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ●ゲートボール大会、グラウンド・ゴルフ大会 （弘前市老人クラブ連合会主催） ●ふれあい高齢者スポーツ親善大会 （弘前市社会福祉協議会主催） ●ふれあい高齢者ニュースポーツ研修事業 （弘前市社会福祉協議会主催）
レクリエーションの開催	芸能発表大会 （弘前市老人クラブ連合会主催）

第4章 認知症対策の推進

国は認知症政策推進関係閣僚会議において、令和元年6月に「認知症施策推進大綱」を取りまとめ、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指して、施策を着実に実施していくこととしています。

「認知症施策推進大綱」では、認知症は誰もがなりうるものであり、現在では多くの人にとって身近なものとなっており、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、認知症の人が尊厳と希望を持って認知症とともに生きる「共生」と認知症になるのを遅らせる・認知症になっても進行を緩やかにする「予防」を車の両輪として施策を推進していくという基本の考え方を示し、「普及啓発・本人発信支援」、「予防」、「医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」、「認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援」、「研究開発・産業促進・国際展開」の5つの柱に沿って施策を推進するとしています。

1 認知症の理解のための普及・啓発活動の推進【拡充】

認知症は誰もがなりうるものであり、身近なものとなっていることから、個人、家庭、職場、地域社会において認知症への正しい理解を深めることが、認知症の人や家族が地域社会の中で普段と変わらずに認知症とともに生きていくために重要となります。

当市では、引き続き認知症サポーターの養成に取り組み、認知症の人が外出して帰宅できない時のサポート体制である「ただいまサポート事業」を継続し、協力していただける企業等を増やしていくように努めます。

また、認知症の人を発見した時に適切に対応できるよう、各地域において「ただいまサポート訓練」を開催していきます。

今後も認知症サポーターの養成、ただいまサポート事業、ただいまサポート訓練などの普及啓発活動に関しては、認知症地域支援推進員が支援していきます。

加えて、認知症サポーターが更なるステップアップを図るための講座の実施も推進し、チームオレンジの構築に向けた体制作りを検討していきます。

2 早期診断・早期対応のための支援体制整備

医療・介護の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の人及び家族を訪問し必要な医療や介護の初期支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行う平成29年11月から設置された認知症初期集中支援チームの活動を継続していきます。

また、関係機関・団体で構成される認知症初期集中支援チーム検討委員会において、定期的に初期集中支援チームの活動状況について、評価・検討していきます。

市民に対しては、認知症初期集中支援チームについての周知を行い、早期に支援を受けていくことにつながるよう努めていきます。

3 医療・介護等の適切な連携推進

当市における認知症に係る医療・介護サービスの標準的な流れを示して作成している「認知症ケアパス」について、定期的に記載内容を確認・更新していき、認知症の人や家族、医療・介護関係者等で共有され、適切に切れ目なくサービスが提供されるように活用を推進していきます。

また、引き続き地域包括支援センターに配置している認知症地域支援推進員が、認知症の人やその家族への相談支援を行い、医療・介護の適切な連携が図れるようにしていきます。

4 認知症の人の介護者への支援

認知症の人や家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う認知症カフェや認知症の人と家族のつどいの取組を推進していきます。

また、認知症の人の家族向け介護教室や認知症症状の改善、重度化予防のケアの実践塾を引き続き開催していき、認知症の人や家族の精神的・身体的負担の軽減に取り組みます。

5 成年後見制度の利用をはじめとする権利擁護（虐待防止を含む）の促進

判断能力が不十分な認知症の人を法的に支援する「成年後見制度」の利用をはじめとする権利擁護を図るため、弘前圏域8市町村で共同運営する弘前圏域権利擁護支援センターにおいて相談支援・制度周知に取り組めます。

併せて、利用が増大した際に必要な成年後見人等を確保していくため、市民後見人の育成を進めていきます。

第5章 在宅福祉サービス等の充実

1 在宅福祉サービス

令和3年度からの在宅福祉サービスの提供を以下のように計画しています。

① 緊急通報システム事業

緊急通報装置を貸与・設置することにより、急病や災害等の緊急時に早急に適切に対応することで、ひとり暮らし高齢者等の不安を解消します。

② ねたきり高齢者寝具丸洗いサービス事業

在宅のねたきり高齢者の寝具類を年1回無料で洗濯・乾燥・殺菌・消毒することにより、快適な生活を維持します。

③ 外出支援サービス（岩木地区）

高齢や障がいのため歩行が不自由な人を対象に、自宅と医療機関等との間を移送用車両で送迎することにより、地域での在宅生活を維持します。

④ 健康・生きがいづくり推進事業

冬場に高齢者の健康保持、生きがいづくり、交流等のため4つのスポーツ大会を行います。

⑤ 歩行安全杖支給事業

歩行に杖が必要な65歳以上の高齢者に対して、杖を支給し歩行時の安全を確保します。

⑥ 高齢者はり・きゅう・マッサージ施術料助成事業

高齢者がはり・きゅう・マッサージの施術を受けたとき、料金の一部を助成して、高齢者の負担を軽減します。

⑦ ねたきり高齢者等紙おむつ支給事業

紙おむつを支給することにより、在宅のねたきり高齢者等の保健衛生を保ち、対象者の属する世帯の経済的負担を軽減します。

⑧ 在宅高齢者短期入所事業

家族の病気や冠婚葬祭等のため、同居している高齢者の世話や介護ができない場合、1週間をめぐりに高齢者を養護老人ホームへ短期入所させて、家族の負担を軽減します。

⑨ 相馬地区福祉バス運営事業

老人クラブや社会福祉協議会などの福祉関係団体にバスを無料（駐車場及び有料道路の利用料金等を除く。）で貸し出し、団体の活動を促進します。

2 ボランティア等の活動の支援、連携推進

高齢者の福祉施策の推進は、行政のみならず、地域住民の支え合いが不可欠であり、地域ボランティアの果たす役割が大きくなっています。このことから、ボ

ランティア活動への積極的な参加の促進が今後さらに重要になってくると考えられます。

ひとり暮らし高齢者等の除雪困難者を支援する弘前市社会福祉協議会の除雪支援事業の経費の一部を助成し、地域におけるボランティアによる除雪活動を引き続き支援します。また、学生ボランティアとの連携も引き続き行います。

当市がヒロロスクエア内に開設している「ボランティア支援センター」では、職員が市民のボランティアに関する様々な相談に対応するとともに、情報提供やコーディネートを行っています。また、ボランティア交流まつり、ほっと・ぼらんていあ、1日体験ボランティアなど、ボランティア活動の普及と活動者相互の交流を図っています。

その他、社会福祉協議会や老人クラブにおいても、各種ボランティア活動を行っています。

第6章 施設福祉サービス等の充実（介護施設以外）

1 入所・入居施設

施設入所を希望する高齢者やその家族等に対して、『介護保健福祉ガイドブック』等で適切かつ多様な施設等の情報提供に努めます。

① 養護老人ホーム

養護老人ホームは、比較的自立した、おおむね65歳以上の高齢者が入所できる施設で、家庭環境や経済的理由により居宅での生活が困難な人を、当市が入所措置する施設です。

② 軽費老人ホーム（A型）

軽費老人ホームは、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な60歳以上の人が低額な料金で入所でき、日常生活上必要なサービスを受けることができる施設です。

③ ケアハウス

ケアハウスは、身体機能の低下や高齢により独立して生活するには不安が認められる60歳以上の人が入所でき、生活相談や入浴、食事等のサービスを受けるとともに、虚弱化が進行した場合は介護保険サービス等の利用により対応します。

④ 生活支援ハウス

生活支援ハウスは、60歳以上のひとり暮らしの者や夫婦のみの世帯に属する者、または家族による援助を受けることが困難な者で、身体機能の低下や高齢により独立して生活することに不安のある人が、低料金で入居できる施設です。

2 健康・生きがいづくりのための施設

① 老人福祉センター

老人福祉センターは、65歳以上の高齢者に対し、健康増進・趣味や教養講座、生きがい教室の開催、レクリエーション等の場を提供する施設です。

② その他健康・生きがいづくりのための施設

生きがいセンターは、高齢者間の交流等を目的とした施設で、健康増進や趣味、教養の向上、レクリエーションの場等を提供しています。

3 高齢者住宅における生活支援や情報提供

① 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）等における生活支援の継続

高齢者世話付住宅とは、手すりの取り付けや段差解消など、バリアフリー化された公営の住宅です。緑ヶ丘、城西二丁目、城西五丁目、桜ヶ丘、青葉の5か所の市営住宅の1階に、高齢者世話付住宅の入居者向けに、シルバーハウス（高齢者生活相談所）を設置しています。

当市では、これらに生活援助員（L S A）を配置し、生活指導、安否確認、緊急時における連絡などを行い、高齢者の生活を支援しています。

② 民間主導で設置されている住宅等の情報提供

ア 有料老人ホーム

有料老人ホームは、入居の高齢者に対して、入浴、排せつ、食事の介護、食事の提供、洗濯、掃除等の家事または健康管理を提供する施設です。平成18年の老人福祉法の改正で人数要件が廃止され、それまで単に高齢者を入居対象とした住宅で食事の提供などを行っていたものなどが有料老人ホームに切り替わり、施設数が大幅に増加しました。施設の開設については、届出制であるため、都道府県が定める要件等を満たす場合は設置に至るものであり、全国的に施設数は増加しています。

現在、市内にある有料老人ホーム（令和2年9月現在65か所、入所定員2,084人）は、いずれも「住宅型」で、介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護等の介護サービスを利用しながらホームの居室での生活を継続することが可能です。

イ サービス付き高齢者向け住宅

サービス付き高齢者向け住宅は、1戸当たりの床面積が原則25㎡以上でバリアフリー構造を持ち、日中は専門職員が常駐し入居者に安否確認と生活相談を行うことが義務付けられました。入居者が体調を崩した場合、職員が地域の介護、医療サービスに橋渡しをします。

県では基準を満たす住宅をサービス付き高齢者向け住宅として登録し、一般に情報提供します。（基準を満たす有料老人ホームも登録ができます）

国は同住宅を整備する事業者に補助を出し普及を図ることから、今後同住宅の増加はこれまで同様続く傾向にあります。

※ 家庭での介護が困難になり、有料老人ホーム等への入居も一つの選択肢として検討する高齢者やその家族がいることを踏まえ、県が公表する有料老人ホーム等の設置情報を常に把握し、市民からの問い合わせに対し情報提供できる体制を強化します。

併せて、今後両施設の入居・待機者状況の把握にも努めていきます。

第7章 介護保険事業の円滑な運営

1 介護サービス相談体制の強化

介護保険サービスに関する苦情は、市町村または国民健康保険団体連合会が窓口となり対応しますが、これはトラブルが起きた際の事後処理が中心となっています。

当市では、介護サービス利用者等の疑問や不満などを聞き取り、苦情となる前に解決を図るとともに、介護サービスの質の向上を図るため、介護相談員派

遣等事業を実施しました。

介護相談員派遣等事業により、介護保険施設のサービスの質の向上については一定の効果を上げているところですが、市内の入所施設全てにおいて実施されていないことから、引き続き未実施施設への介護相談員派遣に向けての周知等に取り組みます。

2 介護給付費適正化の推進

当市は、全国平均より高い高齢化率で推移し、特に介護を必要とする割合の高い75歳以上の後期高齢者が平成21年度から高齢者全体の半数以上を占めています。介護サービス利用者の増加に伴い介護給付費が増大しており、必要なサービスが提供されるためには、介護保険財政の健全性の確保と制度の安定運営に努めることが必要です。介護保険制度を維持し、要介護認定者に対し真に必要なサービスを提供するために介護給付費適正化事業を引き続き実施します。

① 要介護認定の適正化

居宅介護支援事業者に委託している更新認定申請の際、ケアプランを担当している事業所とは別の事業所に調査委託することにより、適正な認定となるよう努めます。また、更新認定申請の一部を当市が認定調査します。

② ケアプラン点検

事業所から居宅サービス計画を提出してもらい、専門の点検員が自立支援に資する適切なケアプランとなっているか点検、指導します。

③ 住宅改修等の点検

申請者宅の施工前後の状況を、訪問調査により確認します。

④ 縦覧点検・医療情報との突合

縦覧点検（算定期間や回数等を確認）や、医療給付情報と介護給付情報の突合作業を青森県国保連合会に委託し、不適切な請求をチェックします。また、青森県国保連合会から提供される、認定調査状況と利用サービス不一致情報を活用し、事業所に対し適切なサービスの提供を指導します。

⑤ ケアマネジャー研修会等の開催

当市からの情報提供や、他事業所に勤務するケアマネジャーとの意見交換の場を提供するため、ケアマネジャー研修会を開催し、ケアマネジャー個々の資質向上を図ります。

また、ケアマネジャー研修会のうち1～2回をケアプラン作成に特化した研修会とし、外部から講師を迎え、自立支援に向けたケアプラン作成方法を学ぶことで、給付費の適正化を目指します。

3 介護人材の確保の促進

国・県・関係団体と連携し、介護関連職種への就業や介護従事者に対して研修や修学資金等に関する情報提供のほか、介護事業所に対して介護報酬処遇改善加算を積極的に活用するよう働きかけていきます。

第8章 その他高齢者への支援

災害や感染症への対策

弘前市地域防災計画を基本に、災害発生時の安否確認や避難指示を想定し、平常時からの見守り体制の整備、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援等関係者との連携を進めていきます。

介護事業所等においては、災害及び感染症対策に係る計画等の策定や訓練等の実施、必要な物資の備蓄、設備等の整備などについて適切な対応ができるよう啓発に取り組みます。

① 災害発生時における民生委員・児童委員（主任児童委員）との連携

市内の高齢者は年々増加し、高齢者のみで生活する世帯も多く、災害発生時の高齢者に対する支援の必要性が高まっています。

民生委員等（26地区372人※令和2年8月末現在）は、町会を基準とした担当区域内で、高齢者等の見守り活動を行っています。災害発生時には、民生委員等自身と家族の安全確保を前提に、見守り対象者の安否を確認します。また、町会や自主防災組織が主となり、避難誘導等の避難支援活動を行います。

このほか、市内に設置している各地域包括支援センターにおいても、高齢者の災害時の見守り活動を行っています。

② 避難行動要支援者名簿の作成

当市では、災害が発生した場合や発生するおそれがある場合に、自力で避難することが困難で、迅速な避難を確保するため、特に支援を必要とする高齢者等を「避難行動要支援者」として事前に把握し、災害時による緊急時の避難支援や安否の確認などを実施するための「避難行動要支援者名簿」を作成し、迅速な非難を確保することとしています。

この名簿は、対象となる本人の同意により、平常時から避難支援等関係者（消防・警察・民生委員等・自主防災組織）に情報提供することとしています。

③ 感染症に対する備え

当市では、令和2年の新型コロナウイルス感染症流行を踏まえ、介護事業所等への感染防止対策として、マスクの着用やソーシャルディスタンスの確保、「3密」を避けることなど「新しい生活様式」の実践など様々な感染予防・防止対策の周知に努めてまいりました。今後も、感染予防・対策等の周知を図り、当市の介護事業所等を安心・安全に利用できるように取り組めます。

第6編 弘前市の将来推計

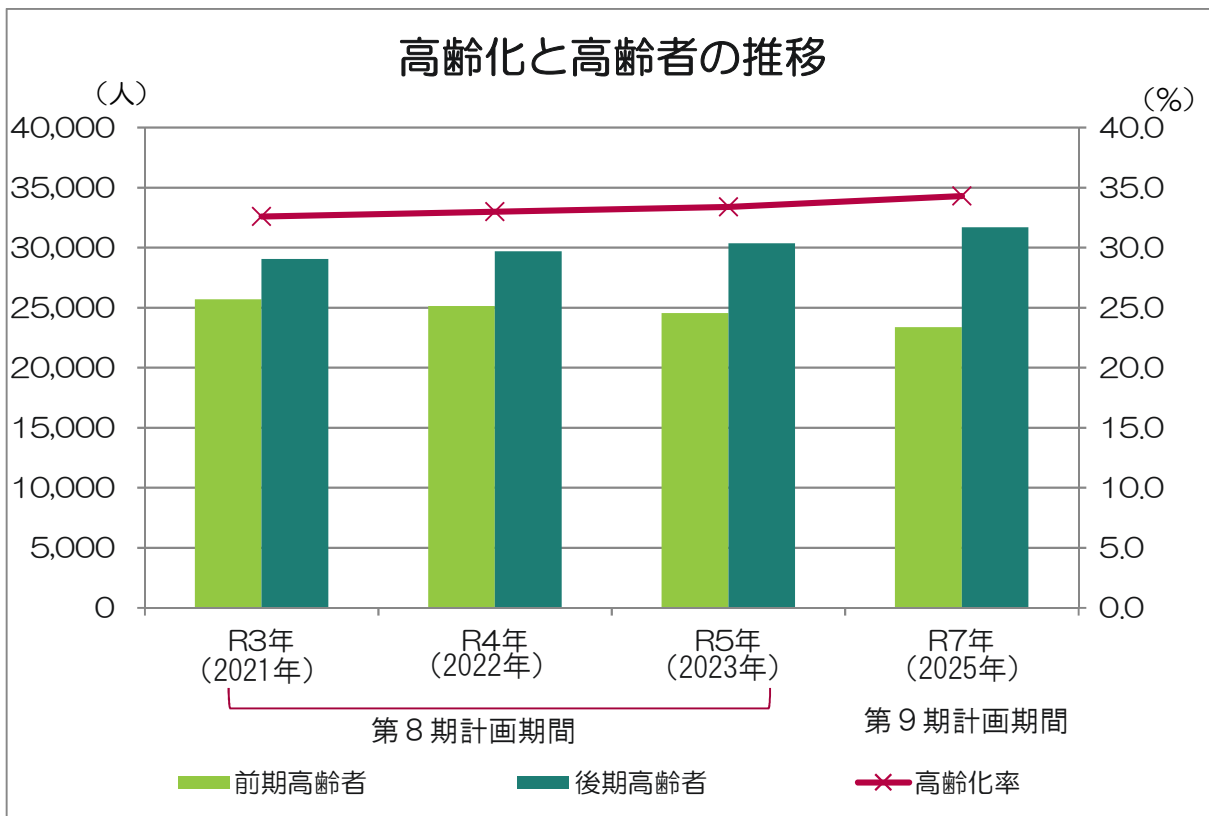
第1章 人口と高齢化の将来推計

総人口は減少傾向にあります。高齢化は進展し、平成29年度には高齢化率が30%を

超え、今後も伸び続ける見込みです。令和5年には高齢者が約3人に1人となり、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）には高齢者人口の約6割が後期高齢者になると見込まれます。このため、今後の高齢者に対する健康づくりや自立支援の更なる強化が課題となっております。

区分	第8期計画期間			第9期計画期間
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和7年 (2025年)
総人口 (A) (人)	167,880	166,087	164,295	160,705
高齢者人口 (B) (人)	54,733	54,812	54,891	55,049
前期高齢者 (C) (人)	25,694	25,117	24,536	23,377
構成比 (C/B) (%)	46.9	45.8	44.7	42.5
後期高齢者 (D) (人)	29,039	29,695	30,355	31,672
構成比 (D/B) (%)	53.1	54.2	55.3	57.5
高齢化率 (B/A) (%)	32.6	33.0	33.4	34.3

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」を基に推計



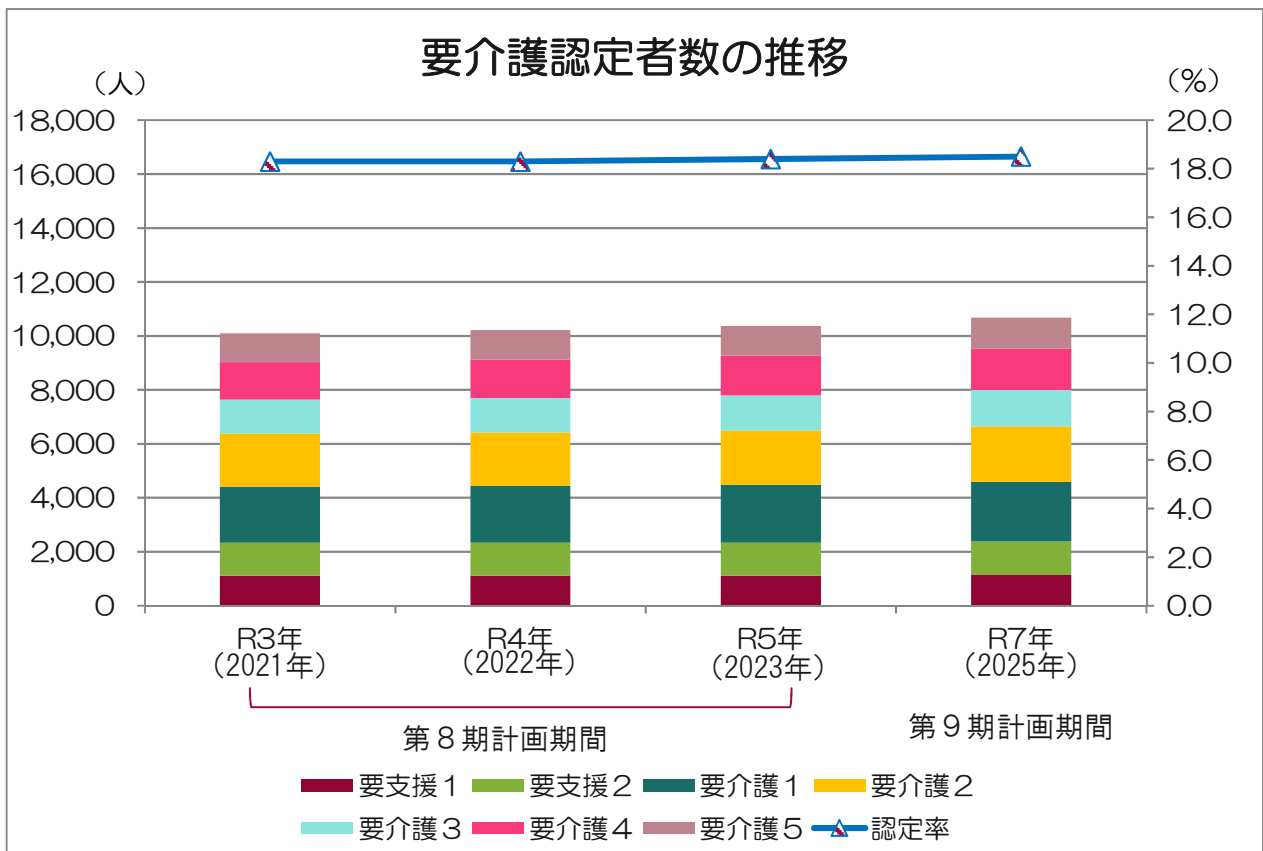
第2章 要介護認定者の推移

高齢化は引き続き進展していますが、第7期計画期間では、要介護認定者数、認定率共に減少しています。第8期計画期間においては増加に転じるものの、社会参加・生きがいつくりや介護予防事業等の施策を展開することにより健康な高齢者が増え、認定率の増加はゆるやかになる見込みとなっています。

また、市では更なる健康増進を図るため、自立支援事業、介護予防事業などに重点的に取り組むこととします。

区分	第8期計画期間			第9期計画期間
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和7年 (2025年)
認定者数(A) (人)	10,506	10,610	10,699	11,128
うち前期高齢者(B)人	1,166	1,151	1,124	1,073
構成比(B/A) (%)	11.1	10.8	10.5	9.6
うち後期高齢者(C)人	9,169	9,288	9,406	9,891
構成比(C/A) (%)	87.3	87.5	87.9	88.9
うち第2号被保険者(D) (人)	171	171	169	164
構成比(D/A) (%)	1.6	1.6	1.6	1.5
認定率(第1号被保険者) (%)	18.9	19.0	19.2	19.9

「見える化」システムより推計(各年9月末時点)



第3章 介護保険第1号被保険者の推計

1 所得段階別第1号被保険者の推移

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
第1段階	14,067	14,087	14,107	14,148
第2段階	4,652	4,659	4,666	4,679
第3段階	3,831	3,837	3,842	3,853
第4段階	8,867	8,880	8,892	8,918
第5段階	6,130	6,139	6,148	6,166
第6段階	7,827	7,838	7,850	7,872
第7段階	4,926	4,933	4,940	4,954
第8段階	2,538	2,541	2,545	2,553
第9段階	527	528	529	530
第10段階	596	597	598	600
第11段階	249	250	250	250
第12段階	141	141	141	142
第13段階	382	382	383	384
計	54,733	54,812	54,891	55,049

2 構成比の推計と基準額に対する割合

区分	区分	構成比	基準額に対する割合
第1段階	市町村民税世帯非課税者（収入等80万円以下）	25.7%	0.300
第2段階	市町村民税世帯非課税者（収入等80万円超）	8.5%	0.500
第3段階	市町村民税世帯非課税者（収入等120万円超）	7.0%	0.700
第4段階	市町村民税世帯課税・本人非課税者（収入等80万円以下）	16.2%	0.875
第5段階	市町村民税世帯課税・本人非課税者（収入等80万円超）	11.2%	1.000
第6段階	市町村民税本人課税者（合計所得金額125万円未満）	14.3%	1.125
第7段階	市町村民税本人課税者（合計所得金額125万円以上）	9.0%	1.250
第8段階	市町村民税本人課税者（合計所得金額190万円以上）	4.6%	1.500
第9段階	市町村民税本人課税者（合計所得金額320万円以上）	1.0%	1.700
第10段階	市町村民税本人課税者（合計所得金額400万円以上）	1.1%	2.000
第11段階	市町村民税本人課税者（合計所得金額600万円以上）	0.5%	2.100
第12段階	市町村民税本人課税者（合計所得金額800万円以上）	0.3%	2.200
第13段階	市町村民税本人課税者（合計所得金額1,000万円以上）	0.7%	2.300

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため100%となっておりません。

第4章 介護サービス量の推計

1 介護サービスのサービス種類ごとの見込みその考え方

多くの高齢者が、介護が必要となっても住み慣れた自宅や地域で暮らし続けることを望んでいることなどを踏まえて、在宅生活サービスの充実を図ります。

居宅サービス

居宅サービスでは、多くの高齢者が住み慣れた自宅や地域で暮らし続けることを望んでいることを踏まえ、要介護認定者数の伸び率などから適切なサービス確保を図ります。

施設サービス

在宅生活が限界となった要介護者や、介護者の離職防止を図るためのサービスは地域密着型介護（予防）サービスにて計画することから、広域型での新たな施設整備は見込まないこととします。

【介護予防サービス】

(回、日、人)

1. 予防居宅サービス		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
予防訪問介護	人数	0	0	0	0
予防訪問入浴介護	回数	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
予防訪問看護	回数	115	111	109	109
	人数	24	24	24	24
予防訪問リハビリテーション	回数	10	10	10	10
	利用人数	1	1	1	1
予防居宅療養管理指導	利用人数	11	11	11	12
予防通所介護	利用人数	0	0	0	0
予防通所リハビリテーション	利用人数	363	363	365	307
予防短期入所生活介護	日数	70	70	70	77
	利用人数	12	12	12	13
予防短期療養介護	日数	0	0	0	0
	利用人数	0	0	0	0
予防特定施設入居者生活介護	利用人数	9	9	9	9
予防福祉用具貸与	利用人数	422	423	426	437
予防特定福祉用具販売	利用人数	11	11	11	12
予防住宅改修	利用人数	13	13	13	15
介護予防支援	利用人数	690	673	660	675

【介護サービス】

(回、日、人)

居宅サービス		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
訪問介護	回数	115,782	118,559	117,234	119,991
	利用人数	2,523	2,513	2,439	2,517
訪問入浴介護	回数	714	739	759	907
	利用人数	118	122	125	125
訪問看護	回数	5,429	5,700	5,764	5,817
	利用人数	558	577	578	588
訪問リハビリテーション	回数	1,071	1,110	1,130	1,142
	利用人数	85	88	90	91
居宅療養管理指導	利用人数	603	626	635	649
通所介護	回数	17,755	17,950	17,933	18,636
	利用人数	2,078	2,108	2,114	2,197
通所リハビリテーション	回数	5,582	5,658	5,699	5,935
	利用人数	658	662	671	699
短期入所生活介護	日数	10,715	11,290	11,726	11,782
	利用人数	516	533	548	553
短期療養介護	日数	110	110	110	110
	利用人数	15	15	15	15
特定施設入居者生活介護	利用人数	115	115	115	115
福祉用具貸与	利用人数	2,808	2,868	2,912	3,003
特定福祉用具販売	利用人数	38	39	39	39
住宅改修	利用人数	23	23	23	27
居宅介護支援	利用人数	4,900	4,939	4,986	5,164
施設サービス					
老人福祉施設	利用人数	691	691	691	751
老人保健施設	利用人数	777	777	777	851
介護医療院	利用人数	75	75	75	109
介護療養型医療施設	利用人数	17	17	17	0

2 日常生活圏域ごとの地域密着型介護（予防）サービスの将来推計

① 地域密着型サービス

現在、市内7か所の日常生活圏域に、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）や地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護を整備しております。また、第7期事業計画期間中では、「看護小規模多機能型居宅介護」を市内3か所の日常生活圏域に整備しています。

第8期計画では、施設入所待機者の解消、要介護者の在宅生活の継続や介護者の離職防止ができるよう、地域包括ケアの推進の観点から、地域密着型サービスの整備を図っていきます。

施設入所待機者の解消としては、介護老人福祉施設に入所を申し込んでいる在宅の待機者の解消を目的とし、入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う「地域密着型介護老人福祉施設」の整備を行います。

要介護者の在宅生活の継続や介護者の離職防止を図るため、第8期計画策定時に行った在宅介護実態調査を実施したところ、訪問系サービスと通所系サービスを組み合わせて利用している方の場合、訪問系サービスのみ利用している方より施設入所を検討していないとの回答が多く、また、訪問系サービスや通所系サービスの利用回数が多いほど施設入所を検討しない回答が多い傾向にあります。

よって、中重度の要介護者の在宅生活の継続や介護者の就労継続につながる支援や医療ニーズの高い要介護者に対応するため、第7期計画に引き続き「看護小規模多機能型居宅介護事業所」の整備を行います。

○ 地域密着型介護老人福祉施設の設置【新規】

介護老人福祉施設に入所を申し込んでいる在宅の待機者の解消を図り、住み慣れた地域において安心して入浴・排せつ・食事等の介護サービスの提供を受けることができる「地域密着型介護老人福祉施設」を設置いたします。

なお、設置は公募により選定を行い、市内に2施設の整備とします。

※当市での「地域密着型介護老人福祉施設」の整備は初となり、介護老人福祉施設の整備としても21年ぶりとなります。

○ 看護小規模多機能型居宅介護の設置

介護サービスのニーズの多様化と医療ニーズの高い利用者に対応するため、「通所」「宿泊」「訪問介護」に加え看護師による「訪問看護」を組み合わせることで、医療と介護を複合的に行うサービスを提供する「看護小規模多機能型居宅介護」を市内7か所の日常生活圏域の未設置圏域に設置いたします。

なお、設置は公募による選定を行い、1事業所の整備とします。

※「看護小規模多機能型居宅介護事業所」は現在市内7圏域のうち3圏域に整備済み。残り4圏域は第8期計画～第10期にて計画的に整備する予定。

○地域密着型サービス

(単位：回、人)

日常生活圏域ごとの利用見込		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	
第一圏域	認知症対応型通所介護	回数	59	62	63	66
		利用人数	6	6	6	7
	小規模多機能型居宅介護	利用人数	17	20	20	20
	認知症対応型共同生活介護	利用人数	143	143	143	143
	看護小規模多機能型居宅介護	利用人数	14	14	25	24
	地域密着型通所介護	回数	314	317	322	334
利用人数		45	46	47	48	
第二圏域	認知症対応型通所介護	回数	119	124	126	132
		利用人数	12	13	13	13
	小規模多機能型居宅介護	利用人数	14	17	17	17
	認知症対応型共同生活介護	利用人数	80	80	80	80
	看護小規模多機能型居宅介護	利用人数	14	14	25	24
	地域密着型通所介護	回数	251	253	257	267
利用人数		36	37	37	39	
第三圏域	認知症対応型通所介護	回数	0	0	0	0
		利用人数	0	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	利用人数	17	20	20	20
	認知症対応型共同生活介護	利用人数	57	57	57	57
	看護小規模多機能型居宅介護	利用人数	0	0	0	0
	地域密着型通所介護	回数	302	304	309	321
利用人数		44	44	45	47	
東部圏域	認知症対応型通所介護	回数	356	372	378	396
		利用人数	37	38	38	40
	小規模多機能型居宅介護	利用人数	14	18	17	18
	認知症対応型共同生活介護	利用人数	179	179	179	179
	看護小規模多機能型居宅介護	利用人数	0	0	0	0
	地域密着型通所介護	回数	767	772	785	815
利用人数		111	113	114	118	

(単位：回、人)

日常生活圏域ごとの利用見込		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	
西部圏域	認知症対応型通所介護	回数	119	123	125	132
		利用人数	12	12	13	13
	小規模多機能型居宅介護	利用人数	11	14	13	14
	認知症対応型共同生活介護	利用人数	63	63	63	63
	看護小規模多機能型居宅介護	利用人数	0	0	0	0
		地域密着型通所介護	回数	440	443	450
		利用人数	64	65	65	68
南部圏域	認知症対応型通所介護	回数	0	0	0	0
		利用人数	0	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	利用人数	17	20	20	20
	認知症対応型共同生活介護	利用人数	98	98	98	98
	看護小規模多機能型居宅介護	利用人数	0	0	0	0
		地域密着型通所介護	回数	603	608	617
		利用人数	87	88	90	93
北部圏域	認知症対応型通所介護	回数	0	0	0	0
		利用人数	0	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	利用人数	17	20	20	20
	認知症対応型共同生活介護	利用人数	80	80	80	80
	看護小規模多機能型居宅介護	利用人数	13	13	20	20
	地域密着型通所介護	回数	0	0	0	0
利用人数		0	0	0	0	
合計	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用人数	21	19	19	19
	認知症対応型通所介護	回数	653	681	692	726
		利用人数	67	69	70	73
	小規模多機能型居宅介護	利用人数	107	129	127	129
	認知症対応型共同生活介護	利用人数	700	700	700	700
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用人数	0	0	58	58
	看護小規模多機能型居宅介護	利用人数	41	41	70	68
	地域密着型通所介護	回数	2,677	2,697	2,740	2,847
利用人数		387	393	398	413	

介護予防地域密着型サービス

日常生活圏域ごとの利用見込			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
第一圏域	介護予防認知症対応型 通所介護	回数	0	0	0	0
		利用人数	0	0	0	0
	介護予防小規模多機能 型居宅介護	利用人数	4	5	5	5
	介護予防認知症対応型 共同生活介護	利用人数	1	1	1	1
第二圏域	介護予防認知症対応型 通所介護	回数	0	0	0	0
		利用人数	0	0	0	0
	介護予防小規模多機能 型居宅介護	利用人数	0	0	0	0
	介護予防認知症対応型 共同生活介護	利用人数	1	1	1	1
第三圏域	介護予防認知症対応型 通所介護	回数	0	0	0	0
		利用人数	0	0	0	0
	介護予防小規模多機能 型居宅介護	利用人数	0	0	0	0
	介護予防認知症対応型 共同生活介護	利用人数	0	0	0	0
東部圏域	介護予防認知症対応型 通所介護	回数	0	0	0	0
		利用人数	0	0	0	0
	介護予防小規模多機能 型居宅介護	利用人数	4	5	5	5
	介護予防認知症対応型 共同生活介護	利用人数	1	1	1	1
西部圏域	介護予防認知症対応型 通所介護	回数	0	0	0	0
		利用人数	0	0	0	0
	介護予防小規模多機能 型居宅介護	利用人数	4	4	4	5
	介護予防認知症対応型 共同生活介護	利用人数	0	0	0	0
南部圏域	介護予防認知症対応型 通所介護	回数	0	0	0	0
		利用人数	0	0	0	0
	介護予防小規模多機能 型居宅介護	利用人数	3	4	4	4
	介護予防認知症対応型 共同生活介護	利用人数	1	1	1	1

○介護予防地域密着型サービス

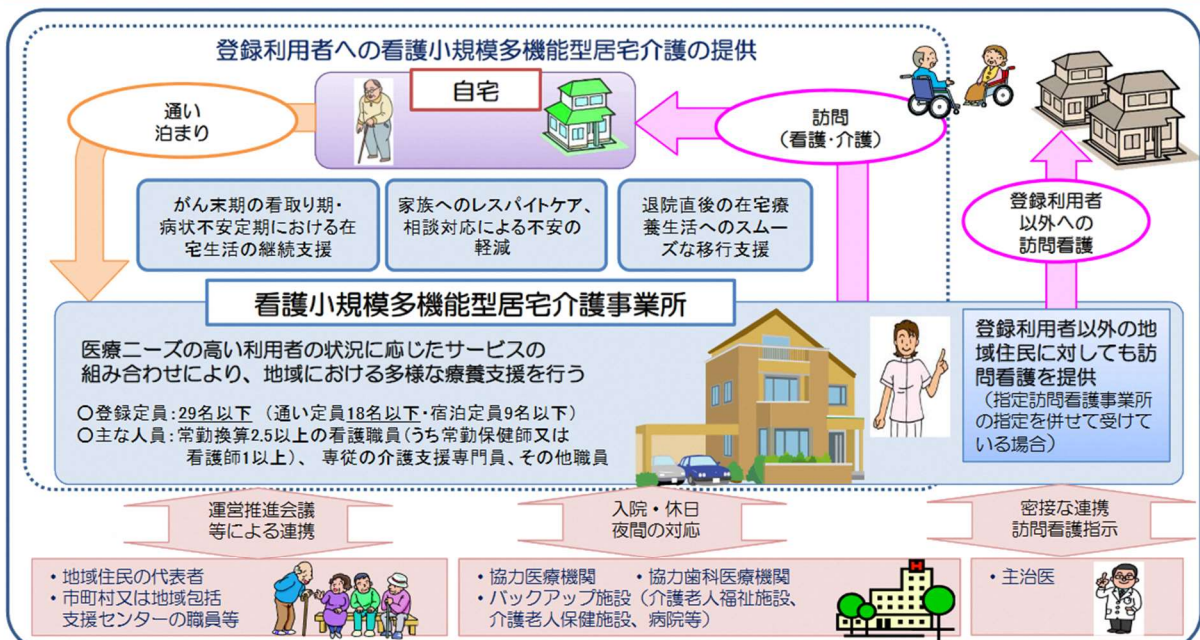
(単位：回、人)

日常生活圏域ごとの利用見込		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
北部圏域	介護予防認知症対応型 通所介護	回数	0	0	0
		利用人数	0	0	0
	介護予防小規模多機能 型居宅介護	利用人数	3	4	4
	介護予防認知症対応型 共同生活介護	利用人数	1	1	1
合計	介護予防認知症対応型 通所介護	回数	0	0	0
		利用人数	0	0	0
	介護予防小規模多機能 型居宅介護	利用人数	18	22	22
	介護予防認知症対応型 共同生活介護	利用人数	5	5	5

○看護小規模多機能型居宅介護

医療ニーズの高い利用者の状況に応じて「通所」「宿泊」「訪問介護」「訪問看護」を組み合わせ、可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう療養支援を行います。

看護小規模多機能型居宅介護の概要



○ 主治医と看護小規模多機能型居宅介護事業所の密接な連携のもと、医療行為も含めた多様なサービスを24時間365日利用することができる。

※ 医療ニーズへの対応が必要な利用者に対して、小規模多機能型居宅介護事業所では対応できなかったが、看護小規模多機能型居宅介護事業所では対応できる。

○ 看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、「通い」、「泊まり」、「訪問(看護・介護)」のサービスを一元的に管理するため、利用者や家族の状況に即応できるサービスを組み合わせることができる。

○地域密着型介護老人福祉施設

地域密着型介護老人福祉施設は、利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、入所定員29人以下の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が、常に介護が必要な方の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話などを提供します。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、明るく家庭的な雰囲気があり、地域や家族との結びつきを重視した運営を行うこととされています。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）について

【根拠法：介護保険法第8条第22項、第27項、老人福祉法第20条の5】

- 要介護高齢者のための生活施設。
- 入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。
- 定員が29名以下のもは、地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）と呼ばれる。

《 施設数： 9,726施設 サービス受給者数： 57.7万人（平成29年4月審査分） 》

※介護給付費実態調査



※平成27年介護サービス事業所調査

《設置主体》

- 地方公共団体
- 社会福祉法人 等

《人員配置基準》

- 医師：必要数
- 介護・看護職員：3:1 等

《設備基準》

- 居室定員：原則1人（参酌すべき基準）
- 居室面積：1人当たり10.65㎡ 等

多床室

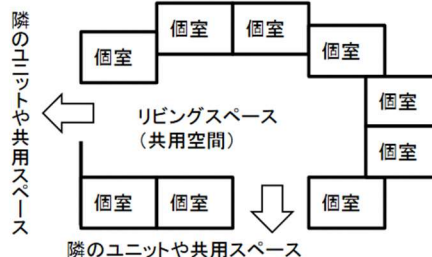
- 多床室（既設）の介護報酬：814単位（要介護5）
- 看護・介護職員1人当たり利用者数：平均2.2人（平成26年）



ユニット型個室

- ユニット型個室の介護報酬：894単位（要介護5）
- 看護・介護職員1人当たり利用者数：平均1.7人（平成26年）

- ※ 入居者一人ひとりの個性や生活リズムを尊重
- ※ リビングスペースなど、在老に近い居住空間
- ※ なじみ的人际关系（ユニットごとに職員を配置）



第5章 介護給付及び介護予防給付に係る費用の見込み

介護給付に係る費用

(千円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
居宅サービス	訪問介護	3,871,528	3,969,571	3,925,932	4,012,215
	訪問入浴介護	99,319	102,883	105,524	126,277
	訪問看護	320,027	335,785	339,306	342,650
	訪問リハビリテーション	38,130	39,518	40,229	40,657
	居宅療養管理指導	47,544	49,371	50,070	51,135
	通所介護	1,641,307	1,662,682	1,663,370	1,726,907
	通所リハビリテーション	542,557	551,573	555,491	577,713
	短期入所生活介護	1,040,930	1,099,291	1,142,976	1,146,418
	短期入所療養介護	13,340	13,348	13,348	13,348
	特定施設入居者生活介護	261,766	261,912	261,912	261,912
	福祉用具貸与	406,741	416,774	424,130	434,421
	特定福祉用具販売	12,669	13,004	13,004	13,004
	住宅改修	24,198	24,198	24,198	28,347
	居宅介護支援	838,563	846,439	855,691	885,805
	計	9,158,619	9,386,349	9,415,181	9,660,809
地域密着型サービス	認知症対応型通所介護	79,629	83,612	85,357	89,379
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	38,926	36,137	36,137	36,137
	小規模多機能型居宅介護	243,045	286,483	283,290	286,483
	認知症対応型共同生活介護	2,157,059	2,158,256	2,158,256	2,158,256
	地域密着型通所介護	241,178	244,179	248,780	257,989
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	—	—	190,722	190,722
	看護小規模多機能型居宅介護	102,067	102,123	174,827	172,044
	計	2,861,904	2,910,790	3,177,369	3,191,010
施設サービス	介護老人福祉施設	2,190,183	2,191,398	2,191,398	2,389,155
	介護老人保健施設	2,556,654	2,558,073	2,558,073	2,810,414
	介護医療院	278,306	278,461	278,461	412,226
	介護療養型医療施設	55,805	55,836	55,836	0
	計	5,080,948	5,083,768	5,083,768	5,611,795
介護給付費計		17,101,471	17,380,907	17,676,318	18,463,614

介護予防給付にかかる費用

(千円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
居宅サービス	介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
	介護予防訪問看護	7,326	7,069	6,962	6,962
	介護予防訪問リハビリテーション	357	357	357	357
	介護予防居宅療養管理指導	947	947	947	1,027
	介護予防通所リハビリテーション	143,256	143,336	144,335	120,377
	介護予防短期入所生活介護	5,270	5,273	5,273	5,751
	介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0
	介護予防特定施設入居者生活介護	7,625	7,629	7,629	7,629
	介護予防福祉用具貸与	23,951	24,009	24,186	24,807
	介護予防特定福祉用具販売	3,541	3,541	3,541	3,906
	住宅改修	13,442	13,442	13,442	15,562
	介護予防支援	36,672	35,788	35,096	35,894
計	242,387	241,391	241,768	222,272	
地域密着型サービス	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
	介護予防認知症対応型共同生活介護	13,416	13,423	13,423	13,423
	介護予防小規模多機能型居宅介護	14,656	17,086	17,086	18,068
	計	28,072	30,509	30,509	31,491
介護予防給付費計		270,459	271,900	272,277	253,763

③ 介護給付等に係る総費用

(千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
居宅サービス費	9,158,619	9,386,349	9,415,181	9,660,809
地域密着型サービス費	2,861,904	2,910,790	3,177,369	3,191,010
施設サービス費	5,080,948	5,083,768	5,083,768	5,611,795
介護給付費計	17,101,471	17,380,907	17,676,318	18,463,614
介護予防居宅サービス費	242,387	241,391	241,768	222,272
地域密着型介護予防サービス	28,072	30,509	30,509	31,491
介護予防給付費計	270,459	271,900	272,277	253,763
特定入所者介護（予防）サービス	550,084	510,919	518,704	533,963
高額介護（予防）サービス	410,651	412,625	418,908	431,233
高額医療合算	43,405	43,870	44,538	45,848
審査支払手数料	16,122	16,294	16,542	17,029
保険給付費計	18,392,192	18,636,515	18,947,287	19,745,450
地域支援事業に係る費用	1,103,803	1,139,971	1,141,931	1,145,539
総費用額	19,495,995	19,776,486	20,089,218	20,890,989

第8期総費用額 59,361,699千円

第6章 地域支援事業に係る費用の見込み

(回、件、千円)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和7年度		
	利用数	費用額	利用数	費用額	利用数	費用額	利用数	費用額	
介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・生活支援サービス事業		760,709		796,777		798,637		802,045
	訪問型サービス	8,976	157,002	9,075	162,026	9,096	162,387	826	163,203
	I 訪問介護 ※1	5,856	106,146	5,916	107,234	5,928	107,451	496	107,886
	II 訪問型サービスA ※2	3,120	50,856	3,159	54,792	3,168	54,936	330	55,317
	IV 訪問型サービスB ※3	-	-	-	-	-	-	-	-
	通所型サービス	24,437	486,373	25,143	497,492	25,436	498,787	13,624	501,023
	I 通所介護 ※4	13,148	317,743	13,545	327,356	13,578	328,135	1,266	329,735
	III 通所型サービスA ※5	8,069	161,370	8,138	162,756	8,158	163,152	8,178	163,548
	IV 通所型サービスB ※6	960	480	1,200	600	1,440	720	1,920	960
	V 通所型サービスC ※7	2,260	6,780	2,260	6,780	2,260	6,780	2,260	6,780
	介護予防ケアマネジメント	2,400	111,557	2,450	131,078	2,500	131,272	2,600	131,616
	高額介護サービス費相当等		5,777		6,181		6,191		6,204
	一般介護予防事業		56,492		56,592		56,692		56,892
	地域介護予防活動支援事業		1,420		1,520		1,620		1,820
	介護予防普及啓発事業		55,072		55,072		55,072		55,072
事業見込量及び費用額		817,201		853,369		855,329		858,937	

※1 (従来の予防訪問介護サービス)

※2 (緩和した基準によるサービス)

※3 (住民主体による支援)

※4 (従来の予防通所介護サービス)

※5 (緩和した基準によるサービス)

※6 (住民主体による支援)

※7 (短期集中予防サービス)

(回、件、千円)

		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和7年度	
		利用数	費用額	利用数	費用額	利用数	費用額	利用数	費用額
包括的支援事業	地域包括支援センター運営関係		229,329		229,329		229,329		229,329
	在宅医療・介護連携推進事業		8,842		8,842		8,842		8,842
	生活支援体制整備事業		8,414		8,414		8,414		8,414
	認知症総合支援事業		2,890		2,890		2,890		2,890
	地域ケア会議推進事業		49		49		49		49
	事業見込量及び費用額		249,524		249,524		249,524		249,524
任意事業	家族介護支援事業		687		687		687		687
	家族介護慰労金支給事業		300		300		300		300
	認知症支援事業		387		387		387		387
	その他の事業		36,391		36,391		36,391		36,391
	住宅改修支援事業	40	88	40	88	40	88	40	88
	地域自立支援事業		23,539		23,539		23,539		23,539
	高齢者世話付住宅等生活援助員派遣事業		23,539		23,539		23,539		23,539
	その他		12,764		12,764		12,764		12,764
	介護相談員派遣等事業		9,554		9,554		9,554		9,554
	介護給付費適正化事業		3,210		3,210		3,210		3,210
	事業見込量及び費用額		37,078		37,078		37,078		37,078
包括的支援事業・任意事業に係る費用額			286,602		286,602		286,602		286,602
地域支援事業に係る費用額			1,103,803		1,139,971		1,141,931		1,145,539

第7編 保険料の将来推計

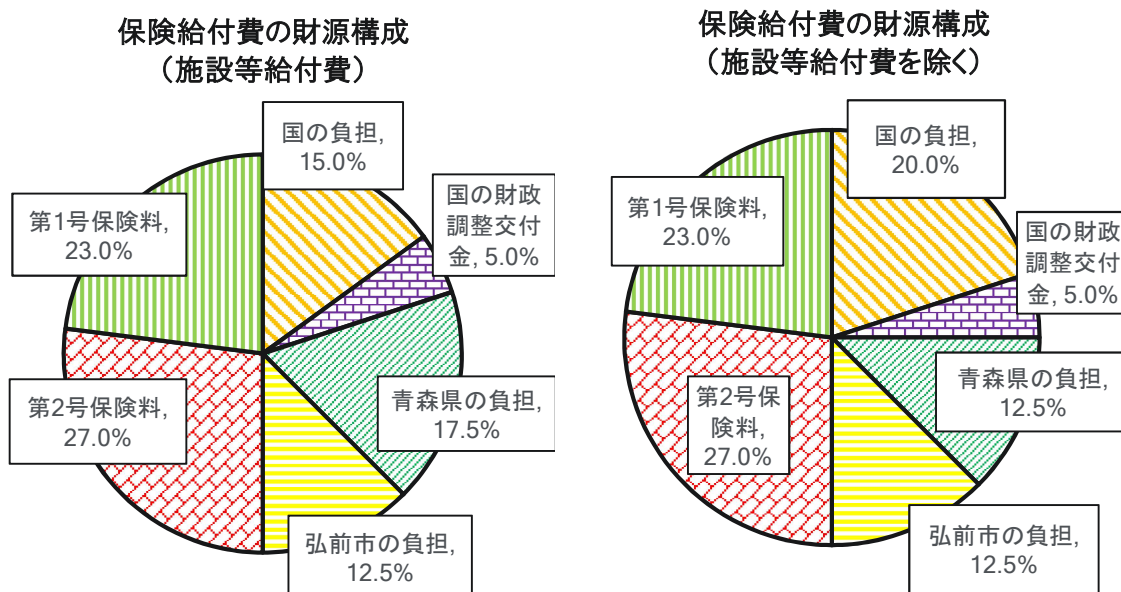
第1章 第1号被保険者保険料の算定

1 介護保険制度の財源

介護サービスを利用した場合、利用者の負担は1割から3割となっていますが、残りの9割から7割は加入者の保険料と国、県、市の負担金を財源としており、介護事業所に「保険給付」として支給されています。

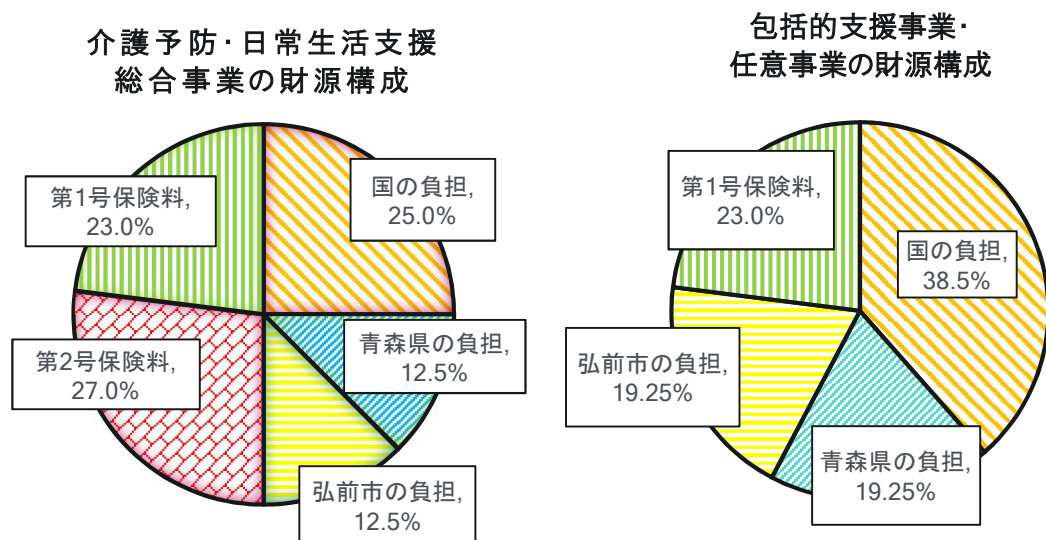
(1) 介護給付費

介護給付費にかかる財源の2分の1は公費で、残りの半分は介護保険料でまかなわれており、それぞれの財源は次のとおりとなっています。



(2) 地域支援事業

地域支援事業にかかる財源は、介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業・任意事業では異なりますので、それぞれの財源構成は次のとおりとなっています。

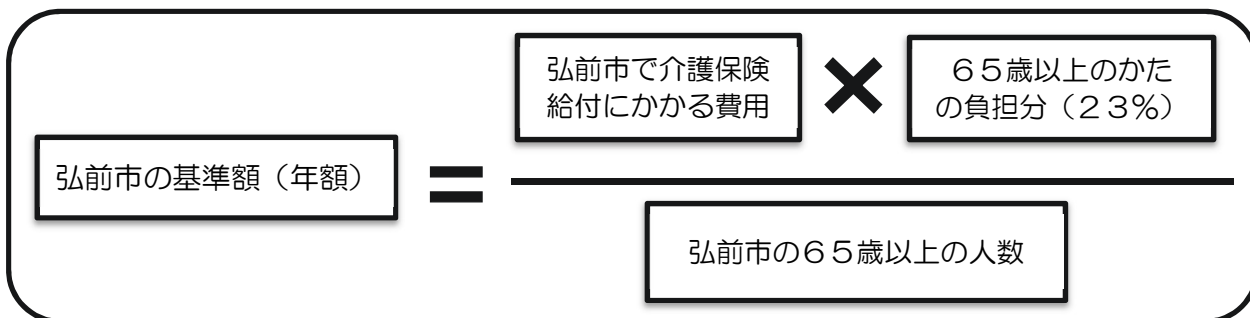


2 介護保険料の算出方法と流れ

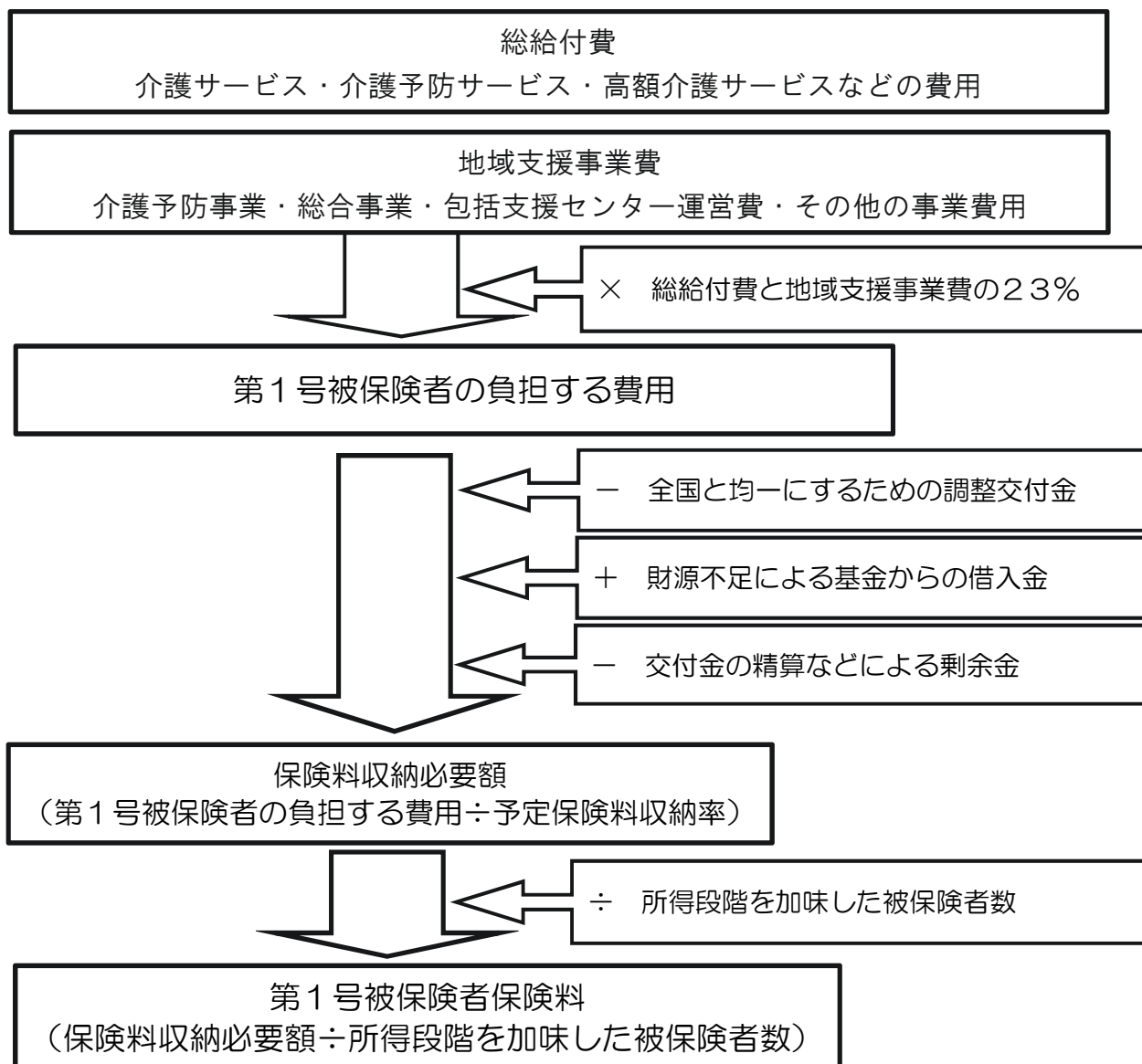
(1) 介護保険料の算出方法

第1号被保険者の保険料推計については、本市の介護サービス利用量見込みを基に介護サービス費を計算し、さらに地域支援事業や市町村特別給付等にかかる費用を加えて介護保険料でまかなうべき費用を算出します。

続いて、保険料の収納率を踏まえた保険料収納必要額を算出し、その額を所得段階に合わせた第1号被保険者数で割り、一人あたりの保険料を決定します。



(2) 介護保険料推計の流れ



○第 8 期計画期間中の第 1 号被保険者保険料

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	第 8 期合計
給付費見込み額	18,392,192 千円	18,636,515 千円	18,947,287 千円	55,975,994 千円
地域支援事業費	1,103,803 千円	1,139,971 千円	1,141,931 千円	3,385,705 千円
合計	19,495,995 千円	19,776,486 千円	20,089,218 千円	59,361,699 千円

第 8 期における第 1 号被保険者負担割合	23%
------------------------	-----

第 1 号被保険者の負担する費用	13,653,191 千円
------------------	---------------

財政調整交付金見込み額	4,519,180 千円
-------------	--------------

※財政調整交付金は、保険料算定の際には一部を控除する（給付費の 5%程度）

財政安定化基金償還額	0 千円
------------	------

基金取り崩し額	0 千円
---------	------

予定保険料収納率	99.30%
----------	--------

保険料収納必要額	12,059,105 千円
----------	---------------

所得段階を加味した第 1 号被保険者数	149,777 人
---------------------	-----------

（第 1 号被保険者数） (164,436 人)

第 1 号被保険者保険料（年額）	81,090 円
------------------	----------

第 1 号被保険者保険料（月額）	6,757 円
------------------	---------

○令和 7 年度、令和 22 年度の第 1 号被保険者保険料

	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 22 年度 (2040 年度)
給付見込み額	19,745,451 千円	22,952,423 千円
地域支援事業費	1,145,339 千円	1,118,461 千円
合計	20,890,990 千円	24,070,884 千円
第 1 号被保険者保険料（年額）	87,960 円	113,130 円
第 1 号被保険者保険料（月額）	7,330 円	9,427 円